

1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成19年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 乳幼児及び児童生徒の医療制度の充実 福岡県下で就学前まで通院無料は10自治体が実施されている。福岡市は6歳未満、6自治体が5歳未満を通院無料としている。太宰府市では通院無料は4歳未満、入院無料は就学前までとなっているので、通院無料の年齢の引き上げを行っていただきたい。</p> <p>2. 市民対象の貸付制度の創設を 市内の中小業者に対する貸付制度はあるが、市民や高齢者が利用できる貸付制度は社会福祉協議会の小口貸付制度のみである。サラ金の利用によって多重債務に落ちることのないように市民が気軽に活用できる貸付制度を創設していただきたい。</p> <p>3. 人事管理の見直しを初め、再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う採用計画について (1) 外郭団体への派遣職員の見直しを (2) 経験豊富な職員退職者の再任用活用について (3) ここ数年で職員の大量退職が見込まれるので、今後の職員採用計画を明らかにされたい。</p>
2	原田久美子 (1)	<p>1. 「まちおこし」について 太宰府市に市民、観光客から喜ばれる「まちおこし」対策について今後具体的な案があれば伺いたい。 (1) 宿泊施設の誘致について (2) おもてなしの心について（道の駅の誘致） (3) 市内企業・市民の活性化について (4) 財源確保の方法について</p> <p>2. 「安全・安心のまちづくり」について 本市では「安全・安心のまちづくり推進条例」が制定されている。安全、安心のための危険箇所の把握はされているのか、その調査と対策について伺う。</p> <p>3. 造成工事について 青山三丁目3919-22、25の伐採及び造成工事（資材置場使用予</p>

		定)について伺う。
3	橋本健 (7)	<p>1. 「ごみ減量の推進」について 本市の人口増加に伴い、ごみの排出量は増加の一途をたどり、細分化やリサイクルによる資源の再生など行政主導の指導徹底が不可欠である。今回の機構改革で“ごみ減量推進係”が新設されるが、どのような施策を推進されるのかその計画を伺う。</p> <p>2. 「生涯スポーツの推進」について 第四次総合計画後期基本計画の中で「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指し、スポーツの普及とスポーツ団体の育成・支援また、市民のスポーツ活動を支える人づくりの推進が述べられている。実状はどうか、スポーツの現状と今後の課題について伺う。</p>
4	小柳道枝 (10)	<p>1. 組織と機構改革について (1) 今回の改変のねらいと人員削減や財源対策と節減効果は。 (2) 今回の組織では社会教育課が生涯学習課となっている。青少年の健全育成に対する市の基本的な考え方は。 (3) 市長は市民と協働のまちづくりを推進している。改変に伴い市民団体等との連携を図れる所管および窓口等は明確化されているのか。</p> <p>2. 梅林アスレチックスポーツ公園の現状について (1) 管理、運営、利用状況について (2) 今後の梅林アスレチックスポーツ公園の活用方法や駐車場の増設等も含めた具体的な市の運営計画等を伺う。</p>
5	安部啓治 (11)	<p>1. 安全・安心のまちづくりについて (1) 飲酒運転撲滅について (2) 市民を守る情報の発信について</p> <p>2. エコ運動推進について (1) 割りばしリサイクルについて</p>
6	後藤邦晴 (5)	<p>1. 太宰府コミュニティ無線について (1) スピーカーの音量は適当か (2) 多目的な利用方法の考えはあるか</p> <p>2. ゴミ袋の変更説明について 特に事業所用ゴミ袋について、事業所や収集業者への説明周知をどのように行ったのか。</p>
7	渡邊美穂 (4)	<p>1. 障害者・高齢者に対する市の支援と今後も含めたその考え (1) 地域生活支援事業によるヘルパー制度の拡大についてと、ヘルパーの国家資格に向けての考え方 (2) 担当部署に社会福祉士を配置することについて</p>

(3) 災害時における在宅介護者や障害者の避難場所の確保について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	6番 力丸義行 議員
7番 橋本健 議員	8番 中林宗樹 議員
9番 門田直樹 議員	10番 小柳道枝 議員
11番 安部啓治 議員	12番 大田勝義 議員
13番 清水章一 議員	14番 安部陽 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 田川武茂 議員	18番 福廣和美 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 石橋正直
地域振興部長 松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三笠哲生
市民生活部長 関岡勉	健康福祉部長 永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長 村尾昭子	建設部長 富田讓
会計管理者併上下水道部長 古川泰博	教育部長 松永栄人
監査委員事務局長 木村洋	総務課長 松島健二
秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長 武藤三郎	政策推進課長 宮原仁
地域振興課長 大藪勝一	まちづくり企画課長 神原稔
産業・交通課長 山田純裕	観光課長 木村甚治
環境課長 蛭川二三雄	人権・同和政策課長兼人権センター所長 津田秀司
福祉課長 新納照文	すこやか長寿課長 木村和美
国保年金課長 木村裕子	建設課長 大内田博
まちづくり技術開発課長 大江田洋	上下水道課長 宮原勝美
施設課長 轟満	教務課長 井上和雄
学校教育課長 花田正信	社会教育課長 藤幸二郎

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一	議事課長 田中利雄
書記 伊藤剛	書記 浅井武
書記 花田敏浩	

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております乳幼児及び児童・生徒の医療制度の充実、市民対象の貸付制度の創設、人事管理の見直しを初め再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う職員採用計画等3項目について市長に回答を求めます。

1項目の乳幼児及び児童・生徒の医療制度の充実ですが、今日の少子化問題は大きな課題です。その背景には、子育てに大変な費用がかかるという問題があります。子供の成長に従ってかかる支出内容は、衣服、保育園、幼稚園、教育費を初め、医療費の負担も大きくなっています。このような状況の中、全国各地では安心して子育てができる社会環境づくりのために乳幼児、児童・生徒の医療制度の充実が実施されております。

東京都23区、18市、2町、4村の自治体では、中学校まで通院、入院に対する医療費の助成がされております。岐阜県笠松町は、人口2万2,000人の自治体ですが、中学校まで医療費が全額無料、国民健康保険税は一般会計から大幅な繰り入れを行って、市民の負担を軽くしております。町民対象の住民健康診断料無料、生涯学習講座の材料費以外は施設使用料も全額無料です。町民バスは、太宰府市と同じように100円、下水道受益者負担金まで無料です。厳しい財政の中でもあらゆる行政施策内容をキャッチフレーズとして市内の事業者に宣伝をさせております。一方、福岡県内の医療制度の充実の実態は、就学前までの実施は宗像市を初め3市7町で実施されております。福岡市は6歳未満、お隣の筑紫野市を初め県内6市町村では5歳未満まで実施されております。

現在、不況で雇用も不安定です。子供の病気は予測されません。保育所や学校から病気だから病院に連れて行っていただきたいと連絡があれば、特にパートで働いている場合、賃金よりも医療費や交通費の負担は大変なものです。こういう実情を考慮され、負担軽減を行うべきではないでしょうか。市長の施政方針の中には、少子・高齢化が予想を超えたスピードで進行しているとの立場で、だれもが安心して暮らせるまち、市民が元気で輝きを放つまちをつくるん

だという気概を持ち、太宰府市の一層の市政発展に全身全霊を傾注すると発言されておりますが、ぜひ乳幼児、児童・生徒の医療制度の施策見直しを求めます。

実施に際しては、医療費7割は国庫負担の対象と保険料での負担で行っております。実質この乳幼児、児童・生徒の医療費は3割の負担を伴いますが、太宰府市の予算全体の見直しを行っていただき、乳幼児及び児童・生徒の医療費の充実を図っていただきたいと考えておりますが、1点目の市長の回答を求めます。

次に、市民対象の貸付制度の創設について質問いたします。

国、県の貸付制度として様々な制度がありますが、この制度活用には条件や申請など大変な書類や時間がかかります。太宰府市の中小事業者対象の貸付制度も、同じような内容です。現在では、市独自の小口貸付制度、市民を対象とした貸付制度は社会福祉協議会の小口貸付制度のみであります。必要に迫られてノンバンクの貸し付けを利用し、多重債務に苦しんでいる市民の方々もおられます。

このような実情について、以前にも質問させていただいていたことがありますが、銀行や労働金庫を利用できる、そういう方々と、一方では担保もない、こういう状況もあります。この問題解決のために多数の市民の方々がこういう状況の中で困っている、この解決のために、北海道、東京、京都、大阪など自治体では、市民福祉の立場での貸し出し条例等が設けられ、医療費、出産、冠婚葬祭、就職活動までの一時的な生活費等貸付事業等の実施が行われ、大きな成果を上げております。制度としては、自治体別では名称は違いますが、生活援護貸付金として最低10万円まで貸し付け、また応急小口資金として最高70万円まで貸し付けされている内容は、冠婚葬祭、医療費、生活必需品、生活困窮など様々です。3万円以下の貸し付けの場合は無保証人、最高70万円の貸し付けの場合は保証人1名、3カ月据え置き、2年以内という自治体もあります。利子については、無利子の自治体や貸付額によって2%から3%の範囲内で貸し付けられています。特に、高齢者が年金受給日前にいざ困ったときに借りたいけれど借りるところがなく、ノンバンクから借りると年金証書は担保にとられ、利子だけでも年利28%です。このような状況を解決させるためにも、市民の要望として太宰府市民を対象とした小口資金貸出制度を太宰府市もぜひ設けていただき、差し迫ったときに無担保で3万円のお金が借りられるならば生活がしのげる、高い利子で借りなくてもよい。市役所に相談すると、緊急貸出制度があり、貸し付けてもらったというような制度をぜひつくってほしいとの市民の強い要望がありますが、創設に当たっては、基金については当面500万円の財源として支出を行い、条例や規則を設ければ実施できると思いますが、市長は関係課に指示をいただき、実施する考え方がないかどうか回答ください。

最後の質問は、人事管理の見直し、再任用制度の充実、団塊世代の退職者、平成22年までに現在の職員61名が退職をされますが、その61名に対する今後の採用計画です。

現在市の職員を、問題点としては昨日も質問がございましたが、外郭団体や協会、財団、組合等に対して12名を派遣しています。その団体名は、古都大宰府保存協会、文化スポー

ツ振興財団、社会福祉協議会、大野城太宰府環境施設組合等に合計8名派遣されている。職員
のその人件費総額は、6,857万5,167円となっております。また、広域連合、介護認定、都市圏
環境組合、自治振興組合の派遣先4名の人件費は、ある一定市に交付され、市の持ち出し負担
金は263万5,686円となっておりますが、特に問題点は、指定管理者に指定された施設に、しか
も指定管理者に指定された施設は外郭団体であります、その業務に市の職員の人件費を市民の
税金で全額負担するような支出行為は改善すべきではないでしょうか。

現在の職員定数は、退職や亡くなられた職員の欠員状況は31名に達しております。その対応
に職務権限のない再任用職員や臨時、嘱託、派遣職員で対応されておりますが、行政執行業務
の基本原則としては、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。公務員であるが
ゆえに数々の自由や権利がある程度制限されている上、退職後も公務員は守秘義務が課せられ
ておるわけであります。このような派遣人事管理を見直すべきではないでしょうか。公務員と
しての行政実務に派遣先から引き戻し、そして行政実務に従事させるべきだと考えるわけであ
ります。

一方、経常収支は、大変人件費の比率が高くなったと言っておりますが、外郭団体の仕事を
全面的に公費で負担をさせ、そして人件費が高くなったというこういう発言に対しては、私は
ある一定問題点解決をすべきと思っておりますが、この3点目の1項について具体的な回答を
求めます。

3項目の2点目の問題として、再任用制度の問題です。

現在、31名の定員が欠員になっており、今後平成22年までに約60名の職員が退職されます。
ところが、この職員は法律に基づいて様々な権利がありません。特に、地方公務員は退職後、
失業保険給付金が受けられないという上に、年金についても受給制限があります。その結果、
法律に基づいて職員の申請により再任用を行わなければなりません。ところが、外郭団体や関
係補助団体に対して、太宰府は様々な支出を行っておるわけですが、その外郭団体等に負担
金、交付金、補助金に対して50%以上の団体には職員の再任用、雇用協定等の締結を行い、再
任用職員に職務権限を付与し、業務をさせる派遣ができないかどうか、また派遣先には補助
金、交付金など支出を行っており、その支出内容を吟味し、派遣先の財政状況を考慮し、負担
能力があればその人件費の負担を求めるなどの措置を講ずる必要があると考えますが、市長の
回答を求めます。

3項目目の最後の質問は、何度も発言しておりますが、定数が欠員になっており、平成22年
までに約60名、あとで今後の職員採用も再質問いたしますが、地方公務員の職責は、以前にも
質問したように長い経験が必要であります。あらゆる行政実務に責任を持つ重要な職責であり
ます。国、県、近隣自治体では、毎年職員採用を行っておりますが、この太宰府市は職員採用
をこの数年行っておりません。団塊世代の退職に伴う職員採用計画を具体的に明らかにしてい
ただくことを市長に回答を求めます。

再質問については、自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 武藤議員の乳幼児及び児童・生徒の医療費制度の充実についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましても、乳幼児医療費の助成制度は、子育て支援の意味からも大変重要な施策の一つと認識をいたしております。これまでに段階的に対象年齢の引き上げ、3歳未満の初診往診料の無料化等を行ってまいりました。

ご要望の通院年齢の引き上げにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 前文がちょっと長かったようですが、それじゃあ、ちょっと担当課の方にお聞きしますが、先ほども言いましたように、年齢を上げると、本来は7割の医療費は応能応益であります。応能というのは所得です。応益というのは、当然かかる費用の関係、国、県のこういう状況ですが、今現在4歳になったらそういう制度がありませんが、先ほども言いましたように、全国各地、福岡県の中でもいろいろありますが、担当課から、ちょっと簡単に5歳、6歳、就学前、一挙にほかの自治体のように中学校卒業までとは言いませんが、実質3割負担、そして私もこの決算資料を見ておりますが、どのくらい費用がかかるかをご報告いただきたい。簡単で結構です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 1歳年齢を上げると約2,000万円ほど必要でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 太宰府市には、平均的には六百二、三十名です。0歳から大体中学校までですが、多くて700人ぐらいの人員ですが、その方が全員、私も以前も言いましたように病気にかかることはありませんが、太宰府の市長さんが施政方針の中にもあるように、本当に子供たちに安心して、太宰府市は子供たちの医療無料化を施策としてやっているというのは認識していると、乳幼児医療の問題は認識している、今後の財政状況で検討するということが、やはり検討だけではだめなんですけどね。やっぱりお隣の自治体も厳しいと思いますよ。どこの自治体も厳しいんですが、検討期間だけ明らかにしてください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、施政方針の中におきましても、全施策について仁、人のぬくもり、優しさ、これを入れていきたいというような考え方で、根本の哲学としてその視点から政策をすべてにわたって行っていきたいと、これには変わりはありません。今、太宰府市において一番重要、喫緊の課題として取り組んでおりますのは財政問題でございます。いかに今の財政状況を好転をし、そして市民サービスにそのことを振り向けることができるように、今最大の努力をいたしております。昨日の回答の中におきましても触れましたけれども、一番は扶助費、

あるいは福祉の問題については、これは私は削減することは難しい、できないというふうに思っております。対象年齢、あるいは今後改正等々があつて、安全で安心のまちづくり、あるいは一人一人の市民の皆さん方が安心して暮らせるような、そういった条件は当然つくっていかなければならないというふうに思っております。それ以外の今財政状況、財政が好転するようなやり方、手法、行政のあり方、あるいは今日も後で触れられると思いますが、人事のあり方、マンパワーの活用というようなことについて、まず焦点を当てて、今経費の節減、好転するように努力をしておるところでございます。この問題につきましても、私は無料化、これが一番だろうというふうに思っております。しかしながら、全体的な太宰府市の財政状況との総合的な判断といいたいまいしょうか、これが必要でございます。

それから、もう一つ大きく訴えたいのは、この日本全国、北海道から沖縄まで津々浦々、やはり福祉の享受というようなことについては国の責任においてやはりすべきであるというような根本の考え方を私は持っております。その中で、市としてどの程度までそれができるのかと、財政状況によって考えるということも一つの地域の独自性の中で可能だと思いますけれども、今は財政状況等が、武藤議員もご存じのような状況で、努力している最中でございますので、しばらくこの辺のところ等については検討課題と申し上げておりますのは、時期的、それが1年なのか2年なのかというようなことについても、私はすべてを検証した中で、そして今言いました基本の考え方に沿って運営をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、後期高齢者医療、連日のように新聞報道されておまして、国民健康保険制度が大きく変わりました。国民健康保険に退職者が入ってくると、退職者、以前の組合が保険料を負担しなきゃならないという形で、今日の新聞にも赤字になったと、大分基金が減ったとありました。ところが、65歳以上の人は年金から天引きをされて、しかも75歳以上については所得割、均等割という形で後期高齢者医療として今国民健康保険に入っている人たちが特別な国民健康保険制度に移行されます。そうすると、現在の国民健康保険というのは、若人と言われる現役世代、余りそういう医療費のかかる人じゃない部分と分かれさせられてくるわけですが、現在の国民健康保険については、義務的経費、人件費だけが一般会計から繰り入れられております。

こういう状況の中で、本来国民健康保険は今後は独自性を持っておりまして太宰府市は一般会計から繰り入れておりませんが、私としてはその中に今後も医療費の抑制にはつながると思っております。こういう状況ですから、市長としてやはり今の国民健康保険、高齢者には大変な負担になる。65歳以上の人は年金から天引きをされる、無年金者は当然やはり納付という問題が出てきて、今まで一括して75歳以上のお年寄りも65歳の人も幼児も現役の人一本化だったんですが、この国民健康保険制度が大幅に変わりました。長年の、私、平成10年から平成17年、平成18年までの医療費の総額の事務報告を見ておまして、大変一般会計が下がってき

ました。その中で、今担当部長が言いましたように、2,000万円あれば4歳、4,000万円あれば5歳までと、こういう問題があるわけですから、やはりこの医療の若人が使う医療というのは負担が軽くなっておりますから、その辺市長としてはある一定、検証が2年かかるか3年かかるかわかりません。また、知事の公約として就学以前までは無料にするという問題が今県議会でも論議がされておりますので、それとあわせてひとつ検討、大きな課題としていただくように、この問題について再度回答をいただいて次の問題に移りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今この問題につきましては、回答の中でも申し上げておりますように、私は重要な施策の一つであるというようにとらえております。可能な限り、どうすればできるか、どこから財政の財源を捻出し、そのことができるのか、可能なのか、あるいは一過性だけじゃなくて、恒久的にそれができるような財政的な基盤の確立といいたいでしょうか、そういったことを総合的に判断、検証しながら、私は太宰府市としての福祉のあり方を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それじゃあ、2点目の回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目の市民対象の貸付制度の創設についてでございます。

近年の福祉行政の中では、社会福祉協議会の果たす役割は大きなものがございます。

ご提案の制度は、福岡県社会福祉協議会におきましても、生活福祉資金貸付制度が確立をされておまして、それぞれの目的に応じてそういった貸付制度がございます。

貸し付けの種類といたしましては、更生資金でありますとか、あるいは福祉資金、あるいは緊急小口資金を初めとして、数々の支援資金制度がございます。このことから、それぞれの趣旨、目的、対象等を見ましても、現在福岡県社会福祉協議会が実施しております事業で十分カバーできるのではないかと、このように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 社会福祉協議会というのは独立した機関です。県の外郭団体であり、地方自治体の外郭団体ですが、それじゃあ担当課にお聞きしますが、私の方も太宰府市に制度がなく、社会福祉協議会に一時的に借りに行きなさいと、こういうふうに何度も指導したことがあります、私の方にお見えになりますから。そうすると、枠がないと言うんですよ。こういう問題がありますが、太宰府市の社会福祉協議会では、大体相談に行くと、金額が幾らでどういう状況になっているか、当然管理補助金を出している団体で、私も資料要求しておりましたが、社会福祉協議会の決算書は議会事務局にあるというふうに決算審査資料の中に書かれておりますが、大体簡単に構いませんが、どのくらいぐらいの融資枠でどういう貸し付け内容かというのは、当然管理監督するこれだけの補助金を出しているところですが、担当部、ちよっ

と回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 太宰府市の社会福祉協議会には、福祉資金貸付規程というものがございます。この目的につきましては、太宰府市に居住する低所得者世帯及び独立自活できると認められる世帯に対して貸し付けを行うという目的でございます。

金額につきましては、貸付限度額につきましては5万円とするということでございますが、審査委員会において特に必要があると認めた場合については10万円まで貸し付けが可能でございます。それで、平成18年度の実績につきましてはですけど、7件ほどの申し込みがございまして、5万円が2件、3万円が4件、2万円が1件、そういった実績を持っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、なかなか行ってもそういう審査があったりそういう状況なんですけど、私としては社会福祉協議会が社会福祉協議会、ところが太宰府市がそういう制度を設けるとかそういう貸し出しを最高5万円で審査をした結果10万円ということで、現在のところ7件ぐらいの利用しかないという状況、今部長からありましたが、部長さん、あなたは福祉事務所を所管をされておりますが、本当に福祉事務所におられて生活ができない、明日米を買う金がない、こういう状況がたくさんやはり寄せられますよね。そういうときに、やはり市にそういう制度がないわけですから、社会福祉協議会に行きなさいと言う。そうすると、保証人を必要とする、審査がある、こういう状況というのは経験ありませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私もこの社会福祉の担当をして1年ちょっと過ぎておりますけど、直接窓口でそういった相談というのは私の耳にはいたしたことはございません。先ほど7件と申しますのは平成18年度のみの実績でございますので、過去の分をすればまだ相当の貸し付けの実績はあります。それで、あくまでやはり貸し付けというものにつきましては、当然そこに手続というのは必要であるというふうに考えておりますので、ご面倒であるとは思いますが、そういった規定にのっとってお願いをしたいということを考えております。

ちなみに、県の社会福祉協議会についての貸付制度につきましては、福岡県そのものが生活貸付規程というのを持っております、その規程を実施する主体は社会福祉法人の県社会福祉協議会であるというふうなうたい文句がございます。そういった制度もありますので、太宰府市に至っては市の社会福祉協議会にこの事務を委託といいますか、事務をしているというのが実情ではないかというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、担当部長の方から具体的な報告をいただきましたが、本来こういう制度は、太宰府市の事業者に対してやはり事業をしていただいで税金を納めていただくわ

けですから、大変な預託をしてですね、しかも太宰府市の商工会に窓口として、商工会員でなくても利用はできるわけですが、大変この商工会の事業者にはこんな大きな金額を貸す、事業をしている人に、ところが担保もない、生活も困窮している、こういう人たちにはなかなか厳しい状況の中で、今度決算審査の中を見ておまして、はっきり言って多重債務をそういう自己破産だとかという形でおうちがなくなったり、そして税金が払えなくて時効になったりした金額の額はもう大変な額がここに書かれておりますが、やはり現在5万円から10万円ということですが、行政窓口ができない場合はもう少し市独自に社会福祉協議会に500万円ぐらいのお金を預託をさせてですよ、そして貸し付けをするというか、市がこういう状況で指導をしてですね、やることによって大きな効果もあると思うんですが、もうそういうものは全く、今の県社会福祉協議会と太宰府市社会福祉協議会とは大きな違いがありますが、市長の今の答弁では、社会福祉協議会の役割は大きくカバーできているという対応の報告がされましたが、私はサラ金の多重債務者を救済しなさいとは言っていないですよ。太宰府市の市民を対象とした、お金を借りることのできない人、ただしある一定の年金が入ってくるとか、やはり当面の部分とか。もう私個人的なことを言っちゃいけません、私も事業を行っております。ところが、私のところにも何人かの従業員の方がおられますが、本当に子供が病気した、親戚が亡くなった、こういつて私の方に前借りをお願いしてきます。私の方で働いていただいているわけですから、それに対応せざるを得ないと思うんですよ、そういう冠婚葬祭だとか病気になったとかという場合ですね。それじゃあ、私の方が社協に行きなさいなんて言えないわけですよ。だから、そういう状況も含めて、働いている、私の方が事業している中で従業員を大切に思っていますから。ただし、私はそれ以外、この太宰府市6万7,000人の中で多くの人たちがおるわけですから、そういう人たちのために制度をやはり検討する必要があるんじゃないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市内の市民の皆様方も様々だろうと思います。本当に生活に困窮し、あるいは一時的に困窮される方もいらっしゃると思います。そして、どこの金融からも借りることができないと、緊急の部分に役立たないというような部分、あるいはその人が借りに行っても担保がないというような形の中で、何ら実際の生活の中に寄与することができない、生きた金として使うことができないというような、本当に困った方もいらっしゃると思います。私は、そういった方々等々については、何らかの形でやってやりたい気持ちについてはございます。これが、全体的には、武藤議員もご承知のように、本当にその人の自立になるというようなことが前提でないとだめだというように思っております。汗して働いて、そして生活をしていくというようなことが基本でございます。私どもは、本当に一時的に困った方に手を差し伸べる、支援をしていくというようなことについては、当然ないといけないというように思います。今の社会福祉協議会の中での制度の中で十分であるかどうか、それを補強することによって、工夫することによってそのことが充足できるようなことになるのかどうか含めて検証させていた

だいて、そして市の社会福祉協議会のそういった資金も市の方の税金によって支出しておるわけでございますので、その辺のところがかうような方法はこういったものがあるかというふうな視点の中で考えさせていただきたい、私もそういった気持ちでやりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、私は借りたものは返さなきゃならないと思います。借りたものは返す、その原則。そして、それを自立させるために努力をさせる、その資金が税金だということの認識もしてもらおう。そういう立場に立って、今の社会福祉協議会でもなかなか難しい状況もあるので、市長の方としては担当課に指示をさせるというか、検討させる。福祉事務所の方に来ていろんな問題もある、様々な形であらゆる、事業者にはそういう制度がありながら一市民には制度がないということは今後課題ですから、ひとつ担当課の方に、私は何千万円も今預託をする必要はないんじゃないですかと、借りやすいような3万円ぐらいの金額は責任を持って返しなさいよ、貸しますよというような、そういう温かい行政にすべきだという考え方ですので、市長もそういう部分の前向きな考え方を持っておられるようですので、検討を担当課にさせていただく。議会に対して、新たに社会福祉協議会に500万円ぐらいの預託を追加して、利用させますよと。それは社会福祉協議会が審査をすればいいことですから。太宰府市の職員にそういう実務をまた持たせるというのは問題もありますから。これだけ社会福祉協議会に出しているお金というのはすごいお金。あらゆる相談ごともやっているわけですから、ちょっと検討をさせていただいたらどうかということです。ということで、市長もそういう検討する課題もあるということですので、2点目の質問は終わります。

3点目、時間が20分ぐらいしかありませんので、簡潔に回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 人事管理の見直しを初め、再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う採用計画についてのご質問でございます。

まず初めに、外郭団体派遣の見直しについてでございますが、現在文化スポーツ振興財団及び社会福祉協議会等に配置しております職員につきましては、派遣というふうなことではなくて、あくまでも市の業務遂行のために必要な配置でございまして、同時に当該団体の職員の指導、育成も担っているというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今後におきましては、職員の大量退職に応じて再任用等任用形態も大きく変化していくことを勘案する必要もあるだろうというふうに思っております。財政上の問題も含め、検討していきたいと考えております。

ただ、現時点におきまして、当該団体に配置しております職員を即本庁に引き揚げることで、そういったご質問につきましては、私は考えておりません。

次に、経験豊富な職員退職者の再任用活用についてでございますが、再任用の対象となる職員も今まで数人ございましたけれども、来年度は10名程度で、次年度以降は段階的に増える

ということが予測されるところでございます。

市の方針といたしましては、部課長としてのノウハウと一般職員としてのノウハウを継続して生かせるよう、団体等も含めまして適材適所の視点で再任用の活用を考えていく必要があると、このように思っております。

3点目の職員採用計画を明らかにされたいというようなことですが、現在の職員数につきましては、再任用職員を除きまして358名となっております。今後も計画的に組織の見直しを行いながら、部、課及び係の統廃合を図り、国が示す職員純減の指針に沿って、鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。

来年度でございますけれども、福祉の視点、いろんな総合的な判断から、私は保健師の採用については必要というふうに判断をいたしました。保健師の採用を行うようにいたしております。限られた財源の有効活用といたしましうか、マンパワーの活用に努めながら、本市のまちづくりをさらに推進してまいりたいというふうに思っております。

新規採用につきましては、必要があると考えておりますけれども、昨日も申し上げておりますように、事務量に伴う適正な職員配置定数になっているかどうかというふうな検証、あるいは50年代と比較いたしまして電子機器拡大がされております。そのことによって事務手法の変化というふうなこともございます。そういった配置定数との関連がございますので、そういったところも含めて検証を行い、そしてその是非については私は総合的に判断し、適正に適切にその時点で判断していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 派遣先の職員をすぐ引き揚げる考え方はないということですが、私が言いましたように、この外郭団体が6,857万5,167円のこの人件費は、基準財政需要額や経常収支比率にも影響を受けるわけですね。ただし、やはり指定管理者ですから、職員も足りないでおると。もう本当に一生懸命されておって亡くなられた方もおられます。こういう状況の中で、職員が占める人件費が大きく経常収支に占めるという形で、前市長から今の井上市長さんにわたってしているわけですが、やはり外郭団体の見直しとしてですね、やはり人件費、それなりにやっぱり負担させるわけじゃないかと。財団については2億円の資金を設立してやっているわけですね。財政が厳しいなら2億円引き上げたらどうですか。1億円ですか。だから、1億円引き上げれば、あんた、あれですけど、株式会社、今1,000万円で財団できるわけですが、そういう即引き上げないということですが、やはり職員が足りないでおる、この問題についてやはり内部検討する必要があるんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんですが。派遣先について一方では、私が言いましたように広域連合という部分や介護認定だとか福岡都市圏自治振興組合では、太宰府市の職員が仕事をいただいているからといって向こうでは人件費をいただいているんですよ。ところが、それにかかわる退職金だとか共済金というのは自治体が負担をしている。一方では、正しい業務をやられているんです。一方では、行

政、先ほども昨日私ちょっと市長の答弁の中で疑問点を感じたんですが、その市の職員でやると大変な人件費がかかるんで、委託、嘱託、臨時でやっているということだったんですが、やはり長続きはしない、不安定、そういう問題もありますし、こういう状況ですが、やはり派遣先を見直すということと、2点目の再任用との関係がありますが、雇用協定は結ばれないのかどうかです。再任用先にですね。とかありますし、今の財団に少なくとも職員は再任用権限があります。本人から市長に、私は年金がもらえるまで失業保険はありませんから、ひとつ62歳という法律があつて働かせてくださいと言われたときに、当然外郭団体にあるわけですから、市が資本を出している、そういうところに職員を派遣するときに、その財団の経営状況というのはある一定行政も見ること、私どもも認定することもできるわけですが、そこに再任用を受け入れるという条件と、そこに人件費を負担させる、そういう雇用協定、こういうものは検討されるということはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員を派遣する場合には、組合にしても一部組合にしても、そういった協定に基づいて行っております。本市の場合は、今も説明をいたしましたように、専ら自分の仕事として、あるいは指導も含めて今現在行っておる。そもそも公益団体の批判が出てきましたのは、国において天下りというふうな形の中で、第2の就職、そこでまた大変な退職金をもらって、そして次から次にやめていく、続いていくというようなことが基本でございます。そういったことの批判でございます。太宰府市において、そういったことがあるのでしょうか。本来、昨日も申し上げましたように、いかに税金を安く、限られた税金の中で有効に活用し、最小限度の経費で運営できるようなすべを考えておる。その結果として今、文化スポーツ振興財団というようなものがある。今の職員ですべていたしますと、昨日もお話を申し上げましたように、相当の経費の開きがございます。主に人件費でございます。これをいかに抑えていくかというふうなことが大事だというふうに思っております。そして、財団につきましては、垂直的減量です。子会社的な考え方に立っていただければ、よりおわかりになるんじゃないかなというふうに思っております。本来、市の仕事以外の仕事はしておりません。本来市がやらなければならない仕事を、ただ肩がわりの即時性、あるいは住民サービスを増すためにやっておるというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、その天下りといって向こうでまた退職金をもらうということはないんですよ。あくまでも太宰府市で天下り先で、そこから退職金をもらうような外郭団体は一カ所ありません。誤解のないように、市民がそういう形で外郭団体に職員を派遣して退職金をもらうとかというんじゃなくて、天下りとかそういうものはありませんし、ここに皆さんがおられる方が将来退職しますが、40年の間にあらゆるノウハウを持ってきた。その方々が退職する。その外郭団体にその持った能力を、はっきり言って今もらっている給与の基本給、ほかの部分ありますよ、管理職手当とか、ほんの給与のほんのわずかな金額、その半分ぐらいの

金額以下になるかと思うんだけど、その能力で外郭団体を指導してくれませんか。市長が言っているように、市の仕事をしているというならば、退職者をそこに渡して、その職員を市に引き揚げて、その仕事をされたらどうですかと私は言っているんですが、私の質問の内容が何かよっぽど悪いように受けとめられるんですがね。何か私がこんな質問するのはおかしいんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 決してそういったことを言っているつもりはございませんけども、私は事実、真実、理解してもらいたいというふうな思いから説明をしておるわけでございます。太宰府市の文化スポーツ振興財団等につきましては、今申しあげましたような形、あるいは市の従来の考え方をご説明しますと、本来そういったところに派遣する職員については定数外職員というような形でやっておるところもございました。太宰府市については、今までも今からもそういったことはいたしておりません。すべて、現定数の中で運用をしておりますし、隠れた定数であるとか、そういった部分等については他団体のようにはございません。

それからもう一つ。再任用の職員を使う、使わないというようなことを私は否定しているわけではありません。無論今も、今までも再任用職員を活用しながら配置をいたしております。適材適所の考え方の中でやっておりますし、その有効活用を行っているところです。

もう一つ申し上げさせていただきたいのは、経理面であるとか総務面については、一過性ではできないわけです。積み上げが要りますし、専門的な視点が要ります。ここ等については、やはりある程度継続のできるような職員の中でやった方が私は安定的、間違いがないというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、本当に今から先たくさんの退職者が出てきます。昨日も福廣議員が言ってましたが、58歳の方が現在17名で、あと2年後に退職になりますし、また58歳から56歳の方が30人、この四、五年の間に大変な部分が出てくるわけですが、やはりちょっと外郭団体に派遣する、今までも何人か派遣されて2年間で業務をやっていた。また、その財政が豊かであればその人件費も負担させる内容は、ちょっと内部検討していただけませんか。また決算委員会も予算委員会もありますので、ぜひ検討もしていただきたいと思っています。

あと5分しかありませんが、やはり市長、あなたも長い行政経験がありながら今日の太宰府市政を担う、こういうノウハウを持って私どもに具体的に提案理由の説明や行政施策を説明されている、これは今日までの長い経験があったと思うんですね。ところが、そういう中で現在の逆ピラミッド型をどういうふうにするかというのは大きな課題だと思うんです。そういう状況の中で、昨年度筑紫野市が9名、大野城市が16名、春日市が5名、那珂川町が8名で、太宰府市はゼロでした。ただし、今のところ保健師さんが1名必要という採用計画ですが、今後はっきり言って約60名が、その後5年間でまた50名近く退職するわけですから、やはり若い人を育てる。さっきも言いましたように、あなた方には公務員、市長や副市長は違いますよ、ただ

しあなた方以外の方は、公務員としての大変な職責、守秘義務、権利までが、スト権までありません。そして、今後各課でいろんな形で学び、市民に責任を持つ全体の奉仕者です。その奉仕者を育てるといのは、市長、副市長の責任です。その責任をやはり果たすべきじゃないでしょうか。今の段階では、こういう定数がどんどん割れる中で部下がいない、管理職ばかりで行政運営ができるはずがありません。その辺を最後あと4分ありますので、今後の採用計画は市長としてですね、平成21年以降具体的にというか、改革、こういう部分があったんですが、やっぱり職員採用を私はすべきと思います、年次計画に基づいて、他の市町村はしていますので。最後にご回答を得て、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答の中でも申し上げておりますように、採用試験、新規採用をしないというようなことは言っておりません。ただ、今の職員定数と事務量が適切なのかどうかというようなことを言っているわけです。その基礎をきちっと見きわめて、何人少ないというような形がはっきりなった時点の中で検証すると。それは、今までの事務機器というような形での今までと違う形態の事務の変化があっております。そういったことも含めて、一度そういった測定を、評価をした中で行うというようなことをしないと、私は感覚的な形の中だけではできないのではないかなど。今の財政状況を健全化する上においても職員が一人二役をする、生産性を高めるといような形の中で、いかにくぐり抜けていくかというようなことも私の責任と思っておりますので、あわせて私は検証し、しかるべき判断をしたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 久しぶりに市長とですね、こういう質問をして、お互い手振り、身振りでこういう質問をさせていただき、今後もまたこういう機会もありまして、市長の理念、私の方の考え方、こういうものが論議されていって、よりよく市民のものになる、これが議会と行政とのかかわりだと思います。大きな課題も今日たくさん残っておりますが、今後も市民のために、私どもも全力も出していきたいし、行政側も住民の立場に立つような行政をしていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたします3項目に



ついて質問いたします。

1 項目めは町おこしについて質問いたします。

太宰府市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」をまちづくりの基本に上げられ、「まほろばの里づくり」を推進されています。その推進には3つのプロジェクト戦略があり、少しずつありますが、まちづくりが進められていると思います。

そこで、これは一時期、全国いろいろな地域で提唱されました町おこしについて、改めて太宰府市の町おこしを考えてみてはどうかと思います。町おこしには、いろいろな方法があると思います。特産品をつくり全国に売り出す、特定の地域で特別な何かをする、テレビドラマや映画の舞台となるなど、様々なことが考えられます。太宰府市全体の町おこしとなれば、まるごと博物館構想にも関連すると思われませんが、次のようなことを実施すれば、大きな進歩になると考えます。

1 点目は、宿泊施設の誘致です。滞在型観光を目指し、施設の誘致が必要ではありませんか。九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁、水城跡など、滞在観光ができる要素はあります。これらの施設を有効にかつ楽しく散策できる要素を付加し、もっともっと楽しめる町にし、宿泊施設を積極的に誘致してはいかがでしょうか。

2 点目は、おもてなしの心です。太宰府市に行ったらあんなこと、こんなことでおもてなしをしてもらって、本当によかった、楽しかったと言われるおもてなしは考えられませんか。市内のどの施設に行ってもおもてなしが受けられる何か、考えられませんか。例えば、あいさつが一番の町、どこでもお茶がいただける、休憩する場所があちらこちらにあるなど、どうでしょうか。また、道の駅を誘致し、太宰府市のおもてなしをすることはいかがでしょうか。車で太宰府市を訪れる人や通過交通は相当なものがあります。ちょっと休憩をしていただいて、太宰府市の特産品を買ってもらい、おもてなしをするのは大きなPRになりませんか。道の駅の誘致についてのお考えはいかがでしょうか。

3 点目は、市内企業、市民の活性化です。市民全体が市内の企業、業者、商店をできるだけ多く利用することで、市内企業、商店の活性化ができませんか。商工会や観光協会とも連携をとって、市役所の物産品や工事なども市内の業者を優先するなど、もっともっと市内の企業を活性化する方法が考えられませんか。もう一つ、市民の活性化ができませんか。太宰府市民が少し元気がないように思います。市民が元気になる作戦はありませんか。

4 点目は、財源確保の方法です。平成18年度の決算を見てみますと、市の財政的弾力性をはかる財政力指数が100を超え、現状は何もできない状態ではないでしょうか。太宰府市の収入を増やす方法をもっと考えられませんか。年間700万人を超える観光客が太宰府市を訪れます。1人10円が市に入れば、年間7,000万円の収入です。市民、職員が一緒になって何か考えませんか。観光客がお金を落としていく作戦を考えましょう。

次に2項目めは、安全・安心のまちづくりについて質問いたします。

安全で安心して住める町は、みんなの願いであります。太宰府市では、安全・安心のまちづ

くり推進条例が制定され、市民の皆様のかけがえのない生命、財産を守り、安全・安心に暮らせる市民生活を確保されている状況です。災害時の危険箇所は調査されていると思います。6月、一般質問にて、災害時の危険箇所は市長みずから各公民館等に足を運ばれておられ、調査されているのを見まして、私安心しております。それ以外の生活上での危険箇所として、例えば交差点、公園、古くなった遊具、ため池、調整池、河川、街路、うっそうと茂った樹木、不審者出没の情報のある地域、街灯はなかったり暗かったり少なかったり、歩道は狭い道幅、通学路、道路は、非常時に消防車が進入できない狭い道、側溝のふた、路線バスが通る道幅の狭い道路など、日常生活を行う上で、安全・安心のための危険箇所等について市は把握されているのでしょうか。区長さんからの申し出だけの把握になっていませんか。市として積極的に調査をし、対策を講じるべきだと考えます。

最後に3項目めは、青山三丁目の造成工事の件について質問いたします。

民間業者から、青山三丁目の伐採及び造成工事、資材置き場使用予定について、昨年10月に星ヶ丘区長あてに簡易な文書報告がされていますが、この土地、高雄区内の市街化調整区域で、以前は保安林指定でもありましたことから、住民は安心して家を建てられ、隣接する住宅は星ヶ丘区内で、緑豊かで静かな住宅街として、人もうらやむ環境地域でした。昨年10月以来、山林の木々は伐採され、連日のように大型ダンプカーの出入り、バックホーの重機による作業のひどい騒音、砂ぼこり、振動、子供の通学路安全確保などなど、地域住民は非常に困り、不安で心配しており、中には病気がち、精神的に参っている方もおられ、砂ぼこりにより洗濯物も干せず、窓もあけられない、その上解体工事をされ、地震のように毎日が振動があり、いつまで続くか見通しがありません。市長に平成19年6月9日質問書提出、7月18日面会協議を重ねてまいりました。市長、副市長は住民の意見を十分に聞かれたと思います。民間業者の話し合いに足を運ばれ、状況に応じて、できることは指導されたかと思いますが、手続上の問題がなければ私権の制限は法的には難しいということで、その後の進展の具体的なことを、市長としての所信をお聞かせ願いたいと思います。

以上、3項目について、項目ごとに積極的で実効性のある答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 町おこしについてご回答申し上げます。

まず1点目の、宿泊施設の誘致についてでございます。

本市を訪れる観光客数につきましては、平成18年度の統計によりますと、十数年ぶりに700万人を突破いたしました。今日でも太宰府天満宮や九州国立博物館の周辺は、大変な賑わいを見せております。こうした中におきまして、観光協会などへの問い合わせには、温泉の有無を含めた市内での宿泊施設の照会も数多く聞かれます。ご承知のとおり、市内の宿泊施設につきましては、今年7月に新たにオープンいたしましたホテルなど、徐々にではございますけれども、宿泊できる観光地として整備されてまいりました。

滞在型観光を目指します本市にとりましては、今後とも機会あるごとに誘致活動は行ってまいりたいと考えておりました、その手法の一つといたしまして、市内に宿泊施設を設置しようとする事業者に対する優遇制度や支援を調査、検討いたしておりますので、できるだけ早い時期に構築しながら、さらなる誘致活動を展開してまいりたいと思っております。

2点目の、おもてなしの心についてでございますけれども、まずあいさつを含めたソフト面におけますところの接客サービスの向上に向けましては、既に数年前から観光協会や商工会が主体となりまして、接客マナーの講習会や、あるいは観光客のニーズに対するアンケートなど積極的に取り組まれておりました、本市といたしましても、一体となった支援をいたしております。

また、ハード面におけますところの道の駅誘致につきましても、これまでも様々な角度から検討を行った経過がございますけれども、施設の規模でありますとか、あるいは一定面積の駐車場面積等の条件等から実現には至っておりません。しかしながら、これに類似した施設といたしまして、地元の農産物や特産品の販売を中心といたしましたJA筑紫の「ゆめ畑」も設置をされておりました。年を追うごとに大変な盛況であるというふうな報告を聞いております。今後とも、こうした類似施設の設置も含めた地域おこしでありますとか、本市のPRを行ってまいりたい、このように考えております。

3点目の、市内企業、市民の活性化についてご回答を申し上げます。

産業の振興は生活の利便性を高め、雇用機会の創出や市民生活を支えるなど、町の活力、活性化を生み出す重要な役割がございます。

市内の企業や商工業者の活性化に向けた取り組みといたしましては、毎年、商工会と行政懇談会を開催しております、町じゅうのにぎわいの雰囲気づくり、あるいは空き店舗対策でありますとか、あるいは滞在型観光を目指した市内回遊の環境整備を、さらには特産品の開発でありますとかをテーマといたしまして、情報交換あるいは議論を行いながら、様々な意見でありますとかアイデアを出し合い、今後の取り組みに生かしているところでございます。

その事例といたしましては、商工会と商店会との共同事業で、毎年、花いっぱい運動でありますとか、打ち水大作戦が全商店会によりまして実施されておりますことから、本市といたしましても積極的に参画、支援しながら、共同体制で活性化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、商工業の振興は行政と商工会が両輪となって初めて機能するという念頭に置きながら、このような懇談会などを機会あるごとに開催をいたしまして、新たな施策を展開してまいりたいと、このように思っております。

4点目でございますけれども、財源確保の方法についてご回答を申し上げます。

九州国立博物館の開館以来、国内を問わず、広く諸外国からの観光客が数多く本市を訪れてもらっております。このような状況にかんがみ、産業、観光の振興を積極的に図っていくことによりまして、地域経済の波及効果はもとより、本市の財源確保にもつながっていくものと大

いに期待をいたしておるところでございます。

今後とも、第四次総合計画後期基本計画にも掲げておりますように、様々な政策や活性化の事業などを、市民はもとより、商工会あるいは観光協会など関係団体、民間事業者などと連携をしながら、一体となって展開してまいりたいと考えております。

また、私が施政方針の中でも申し上げておりますように、意欲ある市民の方々にも参加をしていただきまして、仮称ではございますけれども「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」を設置いたします。あらゆる領域において歳入増を検討していくということで、設置をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

まず初めに、1 項目めの 1 点目の宿泊施設の誘致について、さきの 6 月議会でも村山議員の方からも質問がなされたと思います。昨日の一般質問でも福廣議員、清水議員の質問に重複しますが、重ねて質問させていただきます。

連泊滞在型、観光客の回遊、人が滞在でき、人が集まりやすく、公共交通ネットワークを生かした、観光客を呼び寄せる宿泊情報を中心とした広報活動を考えます。それに現在、国は休日を移動させ、連休を増やす対策をし、週休 2 日制も定着しています。市の方針であります、見る、食べる、買う、学ぶ、憩う、これができる誘致を、町おこしの対策として考えてみたらどうかということでございます。交通網の発達で、日帰りの通過型の観光客では、観光産業の発展にはつながらないと思っております。近隣の市町村との交流を含め、観光客の交流をされますように、ご答弁どおり、引き続き計画に沿って進めていただきたいと思いますと思っております。

2 点目の、おもてなしについてでございますが、市長が施政方針で言っておられました知行合一、この言葉は四字熟語ではございますが、私もこの言葉は大好きでございます。地域と実践を市が率先し、やる気を出して、関係者との会合や協議を増やし、市民の声、先ほども申されましたように、調査やアンケートをたくさん聞いて、おもてなしができる施設、太宰府独特のおもてなし、先ほども J A ゆめ畑のことをおっしゃいましたけれども、私は太宰府市の独特な、太宰府の道の駅の誘致を考えております。産業発展のために検討していただければという提案でございます。

3 点目は、市内企業、市民の活性化について、地元の企業の広告を募集すると、でなされていますが、今は企業広告を出されていると思います。企業との協賛をしながら PR に努めて、受託事業にするなど、工事の発注、指名入札制ではなく、市内の企業を優先し、資材の購入、働く人の雇用、人材育成、契約条件の指導も含め、本市にある企業がより多く受注の機会を得られるよう配慮していただきたいと思います。授産施設であります宰府園、木工品などをつくられておられます。文化財は赤米の収穫が 10 月になると思います。それから、福岡農業高校が政庁跡の梅を収穫し、特産品をつくられているのはもうご存じかと思っておりますけれども、市と地

元の商店、商工会や伝統ある店が参加して、アイデアを出し合って、中心市街活性化計画を基本に町おこしができるようお願いしたいと思っております。そして、市街地開発事業に取り組んでおられます山形県の酒田市に、会派で10月に視察研修に行きますので、私もそのときはしっかり勉強して、またよいところは市の方に持ち帰り、私も担当課の方に報告いたしますので、一緒に考えていきたいと思っております。

4点目の財源確保については、太宰府市には太宰府天満宮があり、また平成17年10月に国立博物館ができましたけども、観光客は増え続けていますが、市の方にはお金が一つも落ちてないというところに、その現状をどう考えたらいいかと私は思っております。論語に「近き者喜び、遠き者来たれる」という言葉があります。住む人、訪れる人をどうやってまちづくりに参加して、かかわっていただくか、また生かす企画事業を考えて、自主財源にもつながる政策を、引き続き市民と一緒に考えて、「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」設置をお願いし、1項目めの質問につきましてはこれで終わらせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ありがとうございます。

2点目でございますが、安全・安心のまちづくりについてご回答申し上げます。

市の地域防災計画にも記載されておりますけれども、市内災害危険箇所等の調査につきましては、毎年梅雨前に、5月に関係課、太宰府消防署、筑紫野太宰府消防本部警防課及び陸上自衛隊第4後方支援連隊衛生隊など防災会議委員の参加のもと、市内の危険箇所調査を実施をいたしまして、改善が必要な場合等については改善勧告を所有者に行っております。

詳細につきましては、担当部部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成19年度につきましては、5月22日、23日の2日間で、市内の災害発生予想危険箇所の13カ所を調査しております。その結果、巡回による観察が必要な箇所が4カ所、安定した状況ではございますが注意が必要な箇所が9カ所と判断されており、これらのうちの1カ所につきましては改善勧告が必要と判断し、防災会議名での改善勧告を行っております。また、大雨時には必要に応じて、担当課でそれぞれの危険箇所について巡回監視を行っているというような状況でございます。

また、ご質問の道路、公園、防犯灯などの安全性や点検等につきましては、それぞれの担当課が実施しております、必要に応じまして予算化し、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 安全・安心のまちづくりについては、私は通報体制に問題があるのではないかと考えております。昨日の一般質問でも藤井議員の方から言われたように、市民が危険だ、どうかしてくれと、そういうふうに言われたときに、一たん市は聞いて、その内容を関係部署に知らせる。知らせたら、今度は自分のところではない、そしたら今度横に流していた

だくことが必要ではないかと思えます。何か原因があったときに、私のところではないということではなくて、そこで一たん聞いていただいて、その問題がどこの課であるかということ、それで横のつながりの連携がなっていないのではないかと私は思っております。

私も以前、国道のバス停にごみの散乱がありました。そして、その歩道及び道路に覆い茂った雑草がありまして、本当に交通、バイク、車、歩道を歩く人も危ないと思いましたので、危険と思いましたので、市の方に連絡いたしました。素早い職員の対応には、私は感心しております。そういう部署であって、やっぱり部課長の職員の指導がいいところもあります。悪いところというところは今はわかりませんが、いいところもあるんです。そのいいところを生かしていただきたいと思えます。横のつながりをきちんとしていけば、絶対に市の職員さんたちはできるんじゃないんでしょうか、私はそう思えます。ですので、通報体系に問題があるというのは、そういった苦情とかそういうような要望があった場合には、まず一たん聞いて、それをどのように解決していくかということに問題があるのではないかとこのことを言いたいわけでございます。

それと、災害発生予想危険箇所以外の、先ほど言いましたように、生活の安全を、安心を脅かすような危険箇所が国道、県道、市道に点在している。住民の将来展望が保たれていない実情ではないでしょうか。同じ税金を負担しているのに、一方では生活環境に恵まれないといったような行政サービスのあり方では、不公平感が否めません。例えば、信号機の設置についてでございますが、信号機の設置については、各区長さんの申請をもって要望することになっておりますが、筑紫野署に申請をされ、現地立ち会いを行い要望をするようになっている、公安委員会が設置して、判断をしてすることになっているということなんですけれども、立て続けに事故が多発している交差点、事故現場についての国道、県道については、もちろん市としては管理責任はないと思っております。でも、住民の安全を確保する見地からは、国、県に対して早急に改善をお願いするべきだと私は思えます。この通報体系の見直しのご答弁をお願いしたいと思います。

それと、例えばですね、県道筑紫野・古賀線の内山入り口の交差点で今年、平成19年5月に事故が立て続けに2件起こりました。人身事故ではなかったんですけれども、その周辺の塀はもうめちゃくちゃでございます。何度も当てられて、きれいにはなっておるんですけれども、やはりそこに住んでいる住民というのは、車が来るたびに異常な、心身ともに疲れている状態でございます。それで、その道路の状況から見て、三条方面からの急カーブと、また内山方面には、大学と駐車場、竈門神社、それから日常的に朝夕、通勤、通学路に、特に年末年始は観光客の車が多くなり、交通量の激しい道路になっております。

もう一カ所は、観世音寺前の押しボタン式の信号機です。路線バスの待機所があると思えます。その路線バスや車が1台通過するのに、特に右折の場合は大変時間がかかって、歩行者の方が押しボタンを押されないと行かれないとか、車に乗って、わざわざ車からおりて、押しボタンを押して通行されているというのを私はよく見かけます。現在、2カ所とも歩行者用の

押しボタン式信号機しかございません。この2カ所については、区長さんからの半感应式信号等の設置の要望が上がっているかどうかを確認したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくり、市民の皆さん方が安心して暮らせるようなまちづくりを推進するのは、これは大切なことであり、第一義的に置く必要があるというふうに思っております。防災の問題もあるでしょう。防犯の問題もあるでしょう。今のご指摘の道路環境、あるいは信号機の設置の問題、いろいろその立場立場によって、いろんな危険箇所等もあると思います。現に、私どもも外に出ながら、そういった点検等々は行っておるところでございます。

今信号機の問題等々、昨日については目の不自由な方々の点字ブロックのご質問もございました。あらゆる市内の中におきまして、その立場に立って、市民の目線でもって、やはり安全・安心であるかどうかというふうな検証を、機会あるごとに行っていくというようなことが大事だというふうに思っております。信号機の問題等々につきましても、やはり通学路、あるいは高齢者の皆さん方、あるいは弱者の皆さん方がやはりきちっと渡れるような、そういった信号の要望等につきましても、第一義的には公安委員会でございますけれども、そういった住民の声を上げていくということが私どもの役割と思っておりますので、今ご提言いただきました貴重なご意見等々を肝に、衷心に置きながら、私ども行政執行、安全・安心のまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今、特に信号機の件で具体的な箇所のご質問がございました。そのことについてでございますが、これまでに他の議員さんの方からもそういうご質問があつて、一刻も早くそういう改良、新設をしてくださいということでございました。

本市といたしましても、今年ですね、新設を16基、それから改良を10基申請いたしております。今、三条の分とそれから観世音寺の駐車場の前の分が、この中に具体的に入っているかどうかはちょっと確認が必要でございますが、去年は長いこと申請していた三条台の入り口、あそこのところもちょっとカーブがあつて危ないところがございますけれども、そこにされたということで、筑紫野警察署の中に県公安委員会がございますので、そこの方に申請して、実情を申し上げましてお願いしているということでございます。たびたび事故が起きると、あそこじゃないかなと思つてちょっと心配したりしますけれども、できるだけ実情を伝えて、1基でも設置していただくように、努力はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 前向きなご回答、ありがとうございました。

危険箇所については要望を聞くのではなく、日ごろから職員のパトロールや、警察や関係者

との連携を図り、応じられるように、事前の対策を進めていただきますようお願いして、2項目についてはこれで終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問にあります造成工事についてでございます。

騒音、振動あるいは粉じんまたは通学路としての安全性の確保等、様々な不安につきまして、周辺住民の方々から直接お話を伺っておるところでございます。

この件に関しましては、周辺住民の良好な生活環境の確保と、個人財産についての私的権利の行使という、行政といたしましてはいずれも尊重しなければならない事項でございまして、法令違反等々がなければ一方的な指導等を行うことは非常に難しい部分もございます。

しかしながら、周辺住民の大きな不安でありますとか要望等もありますことから、市といたしましては、周辺住民の皆さん方と施工業者との間で、十分な話し合いが持たれますように働きかけを行いながら、その解決に向けて努力をしたいと思っておりますし、今もしておるところでございます。

また、施工業者につきましては、法律でありますとか条例等を十分遵守した上で、周辺住民に対しまして、環境についての配慮を努めてもらうように要請をし、強くその辺のところ等については指導もしてまいりたいというふうに思っております。今後とも必要な要望をしていきたい、あるいは適切な指導も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） この件につきましては、「青山地区緑と環境を守る会」から、9月6日付で太宰府市に陳情書が提出されたと思っておりますので、そのことについてお尋ねいたします。

まず、陳情書の内容について、市民、職員の皆様にわからないと思っておりますので、陳情書の内容をかいつまんで説明させていただきたいと思っております。

陳情書の内容につきましては、先ほど演台の方での質問の内容に加えまして、内容を説明いたします。

井上市長に6月9日に質問書の提出、7月18日に面会協議をいたしました。法的に規制が難しいということで、何ら回答の発展もない中で、太宰府市及び教育委員会は、地域住民として決して容易でない私どもの現状に逆行して、民間業者が青山三丁目の民有地、造成工事について土砂を最大限掘削することから、市有地、東中学校用地の境界にある里道が造成工事に影響するため、市長に対し、昨年11月、道路工事施工承認申請書、工事期限は本年3月31日を提出され、太宰府市及び教育委員会は民間業者の申請どおり、この境界に里道を最大11.4mも切り下げること及び市有地、東中学校の用地の土砂約8,000m<sup>3</sup>を無償に提供することについて、昨年11月21日承認されており、さらに工事期限を平成20年3月31日までの工事延期承認を本年6月20日付でされています。これは、市長の選挙公約と相反する行為で、住民が現に大変困っている状態に対し、支援するような、ひいてはこのことが波及し、周辺一帯が市街化調整区域



でありながら、現況の緑や自然地帯が一変して、荒地地帯になることも視野に入れていない、市民の目線でなく営利企業側に立った安易な行政処理をされていると考えます。

そこで、市長におかれましては選挙公約に、人を大切に、健やかで安心して暮らせる自然と環境を大切にすまちづくり等々を上げ、歴史、緑豊かな文化のまちづくりに向けた取り組みをされていくものと市民は信じておるところでございます。私たちの実情も十分賢察していただき、この道路工事施工承認を取り消していただきたいところでございますが、それは難しいと思慮いたしますので、ぜひとも現行工事期限を、平成20年3月31日の再延期を承認されないように陳情しますということで、その民間業者に対しても早急なる指導、勧告をされますようお願いいたしますということで、陳情書を出されたと思います。

その件で市長は、この民間業者から市長に対し、道路工事施工承認申請書、工事期限、来年の平成20年3月31日までの、再度工事延期承認申請書が提出された場合にどうされるよう考えておられるか、答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今お読みになった陳情書につきましては、その後、地元の皆さん方と話し合いを持ち、そして私も再三にわたって現場に出向いて、調査をしておりました段階で地元の方が気づかれて、一緒になって見たというふうなこともございます。そういったことで、全体的には市民の目線で私は考えるという基本的なスタンスを持って当選をしておるわけでございます。また、為政者として、そのことは当たり前であるというふうに思っております。

期限の延長等につきまして、問題等につきまして、基本的に申請が平成20年3月までとなっておりますわけですが、そのことについて基本として私は執行していきたいというふうに思っています。わかりますかね。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） もしも再延期を民間業者の方から申請書が提出された場合に、市長としてはどういうふうに考えられているか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 申し上げておりますように、平成20年3月31日の期限があって申請されておるんですから、それを基本とするということなんです。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、再延期の承認をしない方向で持っていくということでございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それを基本とするというふうにしておりますので、それに近い考え方です。

よほどの誤謬でありますとか、その変化が相当の部分がない限りにおいては、基本的には申請があっている期限をもって満了というふうなことで考えるのが筋ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、しないようにしていくということで回答をいただきましたので、市長の今の言葉を、住民は信じております。関係者もこれで少しは安心されると思いますが、あわせて工事延期のですね、承認をしないことについて、民間業者に早急の勧告をされることについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ただいま市長の方から市長の思いを話されましたが、7月18日に「青山地区緑と環境を守る会」というところと市長と副市長がひざを交えて話をされております。その中に当然今ご指摘されております部分、さっき出ました要望書の回答のほかに、8項目にわたりまして、るる地元の皆さんから要望がっております。それを受けまして、それぞれ関係します部、課で協議しまして、今申されておりますことは既に業者の方には要請を一応しております。それが先ほど市長が回答の中で申し上げました、施工業者に対しましては法律や条例等を十分遵守した上で、「周辺住民に対します環境についての配慮に努めていただくよう要請しており」というのが、先ほど市長が回答しましたところはそういうことを指しております。だから、既にそういうふうな、もう要請活動はやっておりますので、あとはそれに対します業者側からどういうふうな回答が来るのか、それを受けまして、基本的には先ほどるる市長が申されておることによって、現場の方としては処理をさせていただくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その業者との話し合いで、業者の方は納得されている話し合いをされましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、業者の方にその問題を投げかけている段階でございます。業者の方が必要でありましたら、また地元の方との話し合いを持たれるなり、あるいはるる出ております8項目についてどういうふうにするのか、こういうふうにするんだというふうな回答を今業者側の方でご検討をいただいている状態でございます。しかるべく回答が来ました段階では、再度業者側の方と話し合いをし、模様によっては地区の方々との話し合いも出てくるかとは思いますが、そうしたことについて今は進行中であるという形でご理解をいただいたらよろしかろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、部長の方から進行中でございますということでもらっておりますので、地域住民が困らないように業者の方の指導もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今後ですね、このようなことが繰り返されないようにですね、あと2点についてち

よつと質問をさせていただきます。

1点目は、民間所有地の緑地及び山林を伐採造成工事をされるときに、当然のことながら法律等の規制範囲内での工事内容の看板、石垣等の工作物についても問い合わせしましたところ、工作物申請書は出ていない実情であります。近隣住民に迷惑をかけないように指導されるとは思いますが、もっと市民の立場になって強い指導をすべきだと私は思います。

それと、民間業者の造成工事にあわせて、市有地東中学校の用地の伐採及び土地の掘削を容易に承認をされましたが、子供たちの通学の安全、工事中の騒音、砂ぼこり等を考えていない上、太宰府市の将来像である「みどり豊かな文化のまち」に相反しているのではないのでしょうか。太宰府市及び教育委員会は、積極的に青山地区の数少ない緑や自然地帯を残そうという考えはどこにもないように思えます。

2点目は、民間業者は工事期限を本年平成19年3月31日から来年の平成20年3月31日まで、さらに民間業者は工事延期承認届を6月15日に提出されたわけでございます。そして、6月20日に太宰府市長名で承認をされていますが、その期間中よりも、もう今年の4月ごろから工事の騒音と粉じん、振動等で環境課に地域住民が再三電話して、環境課も現地に来られ、業者の指導を何度かされました。それから何ら変わらず、地域住民は「青山地区緑と環境を守る会」を立ち上げられて6月9日に質問書を出されて、その回答が29日に来たわけです。関係部署で協議をされたと思いますが、6月20日に工事延期をされたことについて私は理解ができませんので、そのことと、市長は選挙公約に、人を大切に健やかで、何度も申しますように、健やかで安心して暮らせる自然と環境を大切にするまちづくりと上げられておられますが、本当に市長は住民の目線で行政処理をされ、今後行政運営をどういうふうにするかですね、境界にある里道を最大11.4mも下げて、市有地東中学校の用地の土砂を8,000m<sup>3</sup>を無償で提供することを安易に承認されたことについてと、子供の安全確保について、あその道は太宰府高校と太宰府東中学校の、冬になってくればマラソンとかで特に通行が多くなります。その安全面の対策についてのお考えがどうかをですね、それと6月20日は既に青山地区緑と環境を守る会から質問書を提出しているにもかかわらず承認をされた市長の考えと市長の気持ち、どのように受けとめられたのかをお聞きしたいことと、それと看板や石垣等の工作物の申請も出ていない民間業者に工事の差しどめとかはできないものかと合わせて5項目、回答をお願いしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、原田議員の方から申された経過があつて、7月18日に青山地区緑と環境を守る会と市長と副市長がその状況を十分聞いて、そして8項目にわたる新たな要望事項が出て、それについて私どもが関係します部課に市長の方から指示があつて、そしてそれを受けて、今業者にそういうことを今返している状態です。るるお話された部分が、それはずっと過去の変遷の中には、今議員が言われたとおりですよ、いろんな変遷があつて今があります。だから、私が進行形と申し上げましたのは、そうした地元の市民の意向を市長が受け

て、そしてそれが8項目に集約されて、会議録ありますが、話し合いの最後に次の項目について、1点からずうっとその中に今議員が言われていることは入っております、すべて。だから、その入っている部分について、中で協議をした部分を再度業者の方に、こういう問題が提起されておるといふことで十分に、先ほど申し上げております周辺の住民との間で円滑にですね、そういう部分が進んでいくようにという形で私どもの方で要請活動をして、そして動いているという状況でございますので、そういうことをご理解をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 先ほど部長の方からの答弁につきましては進行中ということでございますので、またその分につきましては一応12月の一般質問にも上げさせていただくようになると思いますので、引き続きその分につきましては、業者の指導の方も含めてさせていただくようお願いしたいと思います。私の一般質問はこれにて終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

13時10分まで休憩します。

訂正します。13時までに訂正いたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時01分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1項目めは、ごみ減量の推進についての質問です。

世界各国のごみ処理の現状は果たしてどうなのでしょう。アメリカ、カナダ、オーストラリアなど、広大な国土を有する国々は埋立処分が一般的ですが、ゼロ・ウェイスト戦略、すなわち廃棄物ゼロを目標に、自治体ぐるみでごみの50%を資源化、再利用を推進。カナダのある州では、脱焼却、脱埋め立てを目標に、生ごみの堆肥化や徹底したリサイクルを展開しています。また、ドイツを初めEU諸国では、ダイオキシン発生を抑えるためにごみ排出を抑制し、いかにして資源化させるかを研究、特にドイツは視察したいくらい環境保全に熱心な取り組みをしているようです。

日本では、衛生管理の観点からごみを焼却し、山のふもとや海上に埋め立てをしています。焼却に頼っている国々もまだ多数ありますが、日本では一般ごみの焼却炉の数が約1,800カ所とどの先進国よりも多く、焼却率は90%で世界一とされています。

さて、高度成長により日本社会は大きな変化を遂げました。大型、中型スーパーや全国数万店のコンビニエンスストアの商品棚には、私たちが生活していく上での必需品が数多く並べられております。賞味期限が過ぎた食品はすべて在庫として残り、メーカーへ返品され、ごみとして処分されます。また、ファストフードを初め全国の飲食店からは大量の生ごみが排出されます。また、時代の流れとともに牛乳は、以前瓶により業者の方が回収し、洗浄してまた利用するという仕組みになっておりましたが、現在は紙パックになり、酒やしょうゆもガラス瓶が激減し、紙パックやペットボトルなど、使い捨て容器に変わってしまいました。さらに果物や野菜、肉や魚などの生鮮食料品などは発泡スチロールなどのトレイに変わり、鮮度の見ばえよさや衛生上の点から重宝されているプラスチックフィルムのラップが利用されるようになりました。こうした経済効率を求めた社会変化に伴い、大量生産、大量消費により、必然的にごみを大量に増やしてしまうというような結果を招いてしまいました。これに対し、各自治体では指定ごみ袋を採用し有料化に取り組み、減量化を推進しておりますが、この対策では十分とは言いきれません。本市もリサイクルの推進や正しいごみ出しの啓発、意識改革などに努力をされ、ごみの排出量をいかにして減らすか工夫、研究されていることと存じます。

質問いたします。ここ数年で、大佐野、向佐野を中心に西校区は世帯数がかなり増えてまいりました。全体的な人口増加に伴い、ごみの排出量は増加の一途をたどり、ごみの細分化やリサイクルによる資源の再生など、行政主導の指導と徹底が不可欠であります。今回提案されました機構改革によりますと、ごみ減量推進係が新設されますが、どのような施策を推進されるのか、その計画をお聞かせください。

次に、2項目めは生涯スポーツの推進についての質問です。

スポーツを通して世界平和を究極の目的としたオリンピックが、来年の2008年8月8日から24日までの17日間、世界のアスリートたちが集うオリンピックが北京で開催されます。1896年、クーベルタン男爵の提唱により、第1回近代オリンピックが開催されてから29回目となります。期待の種目に国民が一喜一憂し、日本じゅうがさぞ沸き立つことでしょう。また、世界じゅうを熱狂的にするワールドカップ、国内ではさわやかさで人気の高い高校野球がありますが、今年の甲子園は公立校の劇的な優勝で日本じゅうに感動を与えました。スポーツの魅力って一体何でしょうか。一言では語れませんが、スポーツは見るのも、自分がやるのも大変楽しいものです。体を動かすことでストレスを発散し、汗をかき、爽快な気分になります。野球が好きな人がいれば、いや、おれはサッカーだ、いやバレーだ、ゴルフだ、テニスだ、相撲だ、ボクシングだなどなど、ありとあらゆるスポーツがあります。ちなみに北京オリンピックでは28競技302種目で争われますから、いかに様々なスポーツがあることか。これにウィンタースポーツやニュースポーツなどを入れたら、かなりの数になります。その数多くの種目の中で、自分の好きなスポーツを体力や年齢に応じて楽しみ、活力に満ちた生きがいのある日々を送ることは、とても幸せな人生ではないでしょうか。こういった生涯スポーツの普及、拡大こそ、健康維持と仲間づくりに不可欠であり、ひいては医療費の低減にもつながってまいりま

す。

第四次総合計画後期基本計画の中で「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指し、スポーツの普及とスポーツ団体の育成支援、また市民スポーツ活動を支える人づくりの推進が述べられています。

そこで質問いたします。では、本市の実情はどうか、生涯スポーツの現状と今後の課題についてお伺いいたします。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ減量の推進についてご回答申し上げます。

平成15年10月から環境課にリサイクル推進係を設置し、紙製容器包装やプラスチック製容器包装の拠点回収の促進や使用済み蛍光灯、電球、電池の分別回収の実施など、資源化の促進とごみ減量に向けた取り組みを行ってまいりました。ご指摘のとおり、人口増という要因もあわせまして、ごみ排出量は減少の方向にはなく、今後はごみ処理とリサイクルをあわせたところでの一体的な取り組みが必要であると考えております。このためには事務分掌の見直しを行いまして、これまでのごみ処理とリサイクル推進を一本化し、ごみ処理基本計画や第5期分別収集計画に基づくごみの適正処理、ごみの排出抑制及び資源化の促進を目的といたしましたごみ減量推進係としての再編を行う予定でございます。

具体的な施策といたしましては、ペットボトルや瓶、缶類などを初めといたします正しいごみの出し方の周知徹底、拠点回収をしております紙製容器包装やプラスチック製容器包装の不適合物や異物の混入を減らすための指導啓発、各地域などで取り組んでいただいております新聞、雑誌等の資源物回収の奨励などにより、リサイクル率の向上を目指すとともに、排出抑制によるごみの減量化を推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、計画についてご答弁いただきましたけれども、ごみ排出の抑制を図っていくと、計画してですね。人口増加に伴い、ごみはやっぱりなかなか減らない、大変苦慮されているという感じを受けました。私、昨年9月にですね、9月議会におきましてペットボトルの回収の市民啓発と指導について質問をさせていただきましたけれども、まだ集積所にはですね、警告シールを張った黄色い指定袋を目にしております。たしか昨年の10月か11月から実施されたと記憶しておりますけれども、今日までどの程度改善されましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 春日大野城リサイクルプラザの調査の結果では、警告シール等により対応によりまして、不適合物混入率が実施前の70%台から85%まで向上しております。昨年度9月に議員が一般質問での目標と要望されました85%をクリアをしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 成果は上がっているみたいなんです、春日市、大野城市に比べ、どんなでしょう。春日市が、たしか前年度の調査では、組成調査結果ではですね、混入物の良品が80%で、大野城市が78%ぐらいだったと思うんですよね。それを現在のところ上回っておりますけども、他市に比べてどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 他市とほぼ同程度の水準となっております、本年度2月26日の調査の結果によりますと、本市が先ほど申し上げました85.0%、大野城市が87.4%、春日市が86.6%となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） じゃ、二市に対してはちょっとまだ劣っている、負けているという状況ですね。

それですね、一応良品が85%で不良品が15%ということですから、その15%をどういうふうに改善していかれるのか、今後も警告シール作戦というのは続行されるのかどうかお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほど取り組みます前が70%台だったということで、85%になりましたのはこの警告シールという部分が大きな役割を果たしているのじゃなからうかというふうに思っておりますので、今後もこの収集業者の協力を得まして、警告シールの貼付によります啓発を引き続き継続して行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、改善されるように努力をしていただきたいと思います。

一般ごみの件ですけれども、全体のごみを含めまして、筑紫野市ではですね、ごみ減量を目指し、現在の家庭ごみを6分別から14分別に細分化すると、そしてごみ袋もですね、3種類から5種類にして回収方法の変更をするそうですけれども、先ほどもご答弁ありましたが、本市は市民や事業所に協力を求めていますね、細分化を検討するという事はございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 現在ですね、本市におきましても収集段階で11分別となっております、その後各処理施設ですね、さらに分別処理等を行っております、とりよによりましては筑紫野市を超えております。お隣の近隣市と比較しましても十分細分化されておるといふふうに認識しておりますので、現在これ以上細分化をする予定はございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 確かに今ご答弁ありましたとおりなんです、今ごみの中には可燃物、不燃物、ペットボトル、白色トレイ、粗大ごみですね、それから牛乳、ジュースなどの紙パックや蛍光管、電池、こういったものが公民館とかコンビニエンスストアにリサイクルボックスが設置してありますよね。その設置場所をもっともっと拡大、確保していくというお考えはございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘のように、それぞれのところでリサイクルボックスを設置しておりますが、リサイクルボックスの中に入ります部分が若干マナーが悪いといいますが、そういうところで、そういうもの以外が混入されるケースが出ておりますので、どうするかということを今検討しております。その状況によりましては、当然のことながら資源の回収時には徹底してやりたいというふうに思っておりますが、いましばらく今の状況等を調査研究させてもらいまして、結論を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。11種類の分別ですけれども、平成17年度、それから平成18年度の回収から、搬出作業のごみ処分に係る費用をお聞かせいただきたいのと、そのうち生ごみの費用負担割合がどれぐらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 平成17年度のごみ処理経費という部分につきましては、収集運搬を別にいたしまして、リサイクルに要した経費も含めて8億8,712万7,000円となっております。平成18年度につきましては、大野城太宰府環境施設組合の決算がまだ認定をされておませんが、平成17年度とほぼ同様の金額になるのではないかとこのように思っております。

それから、そのうち生ごみの費用割合はということでございますが、生ごみに特定しますと、費用というのは生ごみだけというのはできません。一応燃えるごみの処理費といたしましては、収集運搬費を除きまして4億1,747万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もちよっと質問を間違えました。生ごみじゃなくて可燃物のごみ負担割合をお尋ねしたかったんですが、約4億円ということで、全体に占める割合が5割弱ぐらいですね。その5割弱をですね、紙類、純然たる生ごみ、こういうふうな分別はお考えになってませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ですね、古紙等、資源の再利用ということで、奨励金を出しながらそういうものを進めております。新聞でありますとか、雑誌でありますとか、段ボールとか

古布というような回収を今進めております。それを一応さらに進めていくことが、ついてはいわゆる生ごみとの分別によります部分での、その部分でのいわゆるリサイクルが可能になってくるのではないかなということをごさいますして、そこに力を入れて今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 生ごみに関しては、堆肥化したりですね、コスト削減を図ることも考えられますけれども、今お答えいただきましたように、環境課では専門的な立場からですね、他市の動向、こういったものを調査して、ぜひ研究をしていただきたいと。

それからもう一点、冒頭のご答弁の中にもありましたように、コスト削減を図るためにですね、前回子ども会を初め各種団体が資源回収をしていただいた方がずっとずっとコスト削減につながりますよというお答えをいただいておりますが、確認させていただきます、これに間違いございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） では、現在の資源回収についてお尋ねをしますけれども、各行政区別の資源回収の実績、こういったものは当然把握されていると思います。回収団体は増加しているのかしてないのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 古紙等の集団回収の回収の部分でございまして、一応回収団体数は増加をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は私が住んでおります青葉台でもですね、昨年までは年間5回という取り組みをしておりました。ただ、こういうことをお聞きしましてですね、今年度から12回実施するということでもあります。資源回収の方がですね、コスト削減に貢献できるのであれば、再度市報による情報の提供、また区長会や市子ども会育成会連合会、PTA、こういった機関にもですね、働きかけをしていただきまして協力を仰ぐという方法もございまして、ぜひよろしくお願いたしておきます。

ごみ問題については、最後に最終処分場についてのどのような計画をお持ちなのかをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 最終処分場につきましてはですね、まず可燃ごみにつきましては、福岡都市圏南部環境事業組合におきまして、焼却処理施設とあわせまして、最終処分場につき

ましても平成28年度からの稼働に向けて新設計画をして準備を進めております。それまでの間につきましましては、大野城環境処理センターでの最終処分を予定しております。

次に、不燃物でございますが、太宰府環境美化センターの最終処分場を平成32年度まで継続して使用することで、地元高雄区とも協定を締結しております。

なお、その間は十分最終処分が可能である埋立残容量となっております。その2つを利用しながら、最終処分については処理をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 国土の狭い日本ではですね、最終処分場の確保というのが非常に難しく、また莫大な費用がかかっておるようでございます。山や森林伐採、それから自然の環境破壊にもつながってまいります。そのようなことがないように祈るばかりでございますが、さて三重県ではですね、出てくるごみをどう処理するかではなく、逆転の発想、つまりとにかくごみをなくしていく、あるいは出さないようにしていくというごみゼロ社会実現に向け、プランを発表されておりますので、ぜひこの点をですね、調査研究していただきまして、思い切った政策転換を、難しいかも知れませんが、研究されまして、参考にさせていただきますことをお願いしまして、このごみ問題については質問を終わらせていただきます。

2項目めのご答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 生涯スポーツの推進につきましてお答えいたします。

第四次総合計画後期基本計画に掲げ、スポーツ団体に対する全国大会出場補助金を初めとして、総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」への支援、補助、体育協会やスポーツ少年団への支援、さらには各区の体育部長研修など多岐にわたって指導者養成等の人づくりの推進を図り、スポーツ活動を支援いたしております。施設運営につきましては、指定管理者制度の導入による民間活力の利用を進めております。また、学校開放管理につきましては、年間45万人以上の人々にも利用されております。今後も使いやすい学校施設の推進を図ってまいります。

なお、市の事業といたしましては、体育の日の行事、障害者水泳教室、シニアスポーツ教室、市民ペタンク大会等を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今ご答弁の中にありましたシニアスポーツ教室、これについての内容をお教えいただけますでしょうか。どんな内容なんですか、シニアスポーツ。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） シニアスポーツ教室につきましては、春と秋に2度開催をいたしております。それぞれ5回のメニューで、年に10回の開催でございます。また、対象は55歳以上の市

民の方といたしております。

その内容は、体操やペタンク、グラウンドゴルフなどのニュースポーツを初めとして、山歩きやグラウンドゴルフなど、屋外、屋内で実施しております。また、その募集は広報誌を通じて年に三、四回ほど行い、延べ人数で230人から260人ほどの参加を得ております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） スポーツといいましても、先ほども言いましたようにいろんなスポーツがあるわけですね。太宰府よか倶楽部、それから体育協会ですね、体育協会も18団体、それからスポーツ少年団もありますし、子供から大人までいろんなスポーツを楽しんでおりますけれども、その中でスポーツ振興係では年間のそういうスポーツ行事は掌握されていると思うんです、当然。団体別に、例えば体育協会、スポーツ少年団、よか倶楽部あるいはレクリエーション協会、こういった団体別に事業予定を一覧表にされて整理されているのかどうか、あるいは施設ごとに整理されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育協会を初めとします体育団体のスポーツ行事につきましては、団体ごと、また月ごとの行事をそれぞれ把握を行いまして、担当者による支援を行っております。以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そうすると、スポーツ振興係としては当然把握されているということですから、事前にいつ何があるかというのはわかるわけですね。どういう行事が、どういうスポーツ大会があるんだと。そうすると、そのときに担当職員の方の参加協力、これについて私すっかりしないものを感じておりますので、質問をさせていただきますが、そういったいろんな体育協会主催あるいは市主催の行事がございます。よか倶楽部主催もがございます。そういった行事にですね、職員の方も参加し、手伝うという協力体制にはなっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 職員の協力体制でございますが、市の主催行事、主催事業につきましては、事前の協議や連絡調整、実施前日の準備等も含めまして、事業全般に対して社会教育課職員も参加をいたしております。また、消耗品や備品の調達業務についても積極的にかかわっており、十分な協力体制で支援しておると考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） こういうことをちょっと聞いたんですよね。業務にすると手当が発生するから参加しない。個人的な参加であれば参加は構わないと、こういうふうに聞いておりますが、この点。これはスポーツ振興係としてはですね、やはりスポーツをどんだん地域に広げながらやっていこうという中でですね、これはもう逆行するような考え方なんですよ。この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その件についてですね、具体的な事実を私どもは把握しておりませんが、そういうものを把握すれば、もう少し事実関係を聞いて対応してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済いません、ちょっと私の聞き方が悪かったんですが、要するに市主催の行事に関しては、もう皆さん協力的に出られていると。私もう一点お尋ねしたのは、主催行事以外、運営スタッフとして協力、こちらが仰がなくてもですね、担当職員みずからお手伝いしましょうという、こういう協力はしていただけるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ただいまのご質問につきましては、ボランティア的な支援ができるかというような意味だろうかと思うんですが、職員がそういう行事に業務として携わるということになりますれば、命令する側としては業務命令ということがありますので、その辺が業務命令なのか完全なボランティアなのか、その辺がすっきりした中で参加することになると思います。それで、業務命令を出すということになれば、行事の精査をして、責任者が判断することになると思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は私は、太宰府よか倶楽部の運営委員として携わっておりますけれども、私たちのよか倶楽部はいろいろ年間を通じて行事をやるわけですが、市の職員さんはお手伝いいただいております、確かに。ただですね、やっぱり協力する方としない方と何かこうあるようですので、その辺をちょっと指摘したかったんです。

一つのイベントにですね、全員参加とは申しませんが、だれかが必ず交代で参加すると。イベントは確かに土曜、日曜が多いんですよね。手当を出す云々じゃなくてですね、スポーツ振興の担当職員ならば、積極的に参加し、協力する姿勢を望んでいただきたいと思っております。そういった現場をのぞきながら、市民との交流、それからスポーツのすばらしさ、運営についての反省やヒントなどがたくさん、学びがそこにあるはずなんです。それを今後にかす材料として発見できるはずですので、よろしく願いいたします。

私も、私ごとで恐縮ですが、自分の時間がないぐらいボランティアには明け暮れております。やればやっただで楽しいものでございます。スポーツ分野に関しては、先ほど申しましたように、よか倶楽部の企画部に所属し、少ない予算の中で、また少ない運営委員の中で、市民の方が軽スポーツに親しみ、喜んでいただけるような事業計画を立て、実施をしております。今高齢者に大変人気のありますグラウンドゴルフ大会、これを昨年実施しましたところ、74名の参加がありました。今年も9月22日に実施いたしますが、今のところ申し込みが130名近くになっております。こういった努力をしておりますけれども、まだまだよか倶楽部としましてはですね、運営課題もたくさんありますので、ぜひスポーツ振興係の担当職員の方々の情報提供、それからアドバイスをお願いしたいと思っております。

施設関係の質問に移りますけれども、今回大佐野運動スポーツ公園、それから歴史スポーツ公園、体育センター、これが指定管理者の公募をされておりました。現在ほとんどの体育施設がですね、文化スポーツ振興財団の指定管理となっております。施設の補修、それからグラウンドの整備、草刈りも含めまして、これは財団に相談したらいいのか、スポーツ振興係なのか市民の方はわからないと思うんですね。窓口を一本化するというこの予定はございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 施設の補修やグラウンドの整備はどこに相談したらいいかというご質問でございます。

指定管理者制度の導入の施設につきましては、その管理者である太宰府市文化スポーツ振興財団や、プールの管理者でありますシンコースポーツ株式会社に修理等の報告をしていただきますようお願いをし、迅速に対応をいたしております。また、いきいき情報センターの総合窓口相談される方があった場合は、直接施設の管理者、例えば文化振興スポーツ財団へ連絡をしております、こちらにつきましても迅速な対応をいたしております。また、小・中学校の社会体育施設におきましては、学校施設開放管理人さんたちによって、修理、修繕箇所の報告が参りますので、この場合にも迅速な連絡を社会教育課にいただき、対応をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 社会教育課のスポーツ振興係にすべて相談した方が迅速に対応できるということですね、多分。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） それで、今様々なところにそれぞれされておりますので、それぞれでないかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） とにかく、相談が来たときに速やかに対応していただければいいわけですよ、要は。そういうことです。

まだ質問がございますので、ちょっと先を急がせていただきますが、やはり皆さんもそうでしょうけれども、議員になりますと、いろんな市民の方、それから団体の方からご相談があります。お願い、相談がありますけれども、実は私も最近スポーツ関係の団体から、3団体からですね、集中的にいろんなことを相談されました。スポーツ振興係にもその旨いろいろ相談を受けていただきました。速やかにですね、きちっとした対応をしていただきました。それはもう本当に感謝しております。ありがとうございます。ただですね、今回、これは苦言じゃないですけども、体育指導委員についての処遇、これをどういうふうにお考えになっているのか、この点についてちょっと質問をさせていただきます。

現在15名の体育指導委員がいらっしゃいます。市民スポーツの普及に大変貢献をされております。それはもう皆さんご存じだと思います。体育指導委員の育成、支援について、具体的な内容をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育指導委員につきましては、今申されましたように、15名の方により活動をしていただいております。国のスポーツ振興法及び太宰府市体育指導委員に関する規則により、法的に位置づけをされております。スポーツの振興と充実のために、行政区長及び体育部長と連携をし、体育の日の行事やペタンクカーニバル等、市民に対してのご指導、ご助言をいただいております。さらには、体育協会を初め、関係団体との連携も図っていただいております。今後は、今後もこのような活動を含めて、支援、育成を行っていきたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく申し上げます。

ではですね、体育指導委員の委員長が冷遇されて、非常に憤慨されていると、ご存じでしょうか。これは委員長だけじゃなくて、体育指導委員も非常に憤っておるわけです。なぜかと申しますと、体育指導委員の報酬は半減しました、確かにかなり減額となりましたけれども、こういう報酬の問題ではなくてですね、事業予算が減ったから事業を半分にしてくれと、こういうふうな考え方なんですよ、これに皆さんが憤慨していらっしゃると。体育指導委員というのは毎月の定例会、それから出前スポーツ、サマーナイトペタンク、体育の日の行事あるいは県民体育大会、そういったありとあらゆるですね、イベント、こういったものに参加し、そして汗を流し、地域活性化に貢献をされているわけです。予算カットのために、出前スポーツ教室や体育指導委員研修会、これが今年から任意活動になりました。もう自分で行ける人は行きなさいと、費用は出しませんよと、こういうふうになっているわけですね。これでは振興というよりもですね、先ほど申しましたように、逆行して衰退するんじゃないか、こういうふうに考えております。生涯スポーツの核になってもらわなければならない体育指導委員、市財政が非常に厳しく、これこれの減額になったが、今年度はどんなふうにして事業を進めていこうか知恵を絞って、アイデアを出し合い、一緒に考えていこうという投げかけをですね、やはり部長あるいは課長が示すべきではないかと思っております。現在、今後どのように工夫していくか、体育指導委員の委員長から話し合いの申し入れをされているんですよ、社会教育課に。ただ、いまだに実行されていない、返事もないと。どうされるんですか、もう体育指導委員は要らないということなんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育指導委員の予算に限らず、市の予算が大変厳しい中で、いろんな面でやむなく減額というところが発生しておるところは、もう議員さんも十分ご承知のとおりだ

ろうと思います。それで、体育指導委員会につきましては、そういった一連の問題も承知をいたしております。また、私自身が定例の体育指導委員会、7月か6月に出向きまして、今後の体育指導委員会のあり方について、15名全員と社会教育課スポーツ振興係が一緒になって話し合いをして、もうまとめ、收拾がつかんだらうと、体育指導委員の代表者二、三名の方とスポーツ振興係、社会教育課長を含めて、代表でまず素案づくりをしたらどうかという提案を私がいたしまして、それが暑い夏過ぎて、これから進めようかという段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、迅速な対応をお願いしたいと思います。

これだけですね、ボランティア精神に富んだ人材というのはなかなか集まらないんですよ。もっともっとやっぱり大事にさせていただき、育成を図っていただきたい、このように思っております。

スポーツを推進するためには、補助金、それから人的支援、それから施設の充実、こういったものが必ずしも必要ですけれども、現状は3点とも十分ではありません。しかし、そこには体育指導委員という方が15名いらっしゃるわけですから、この方々を中心に、また市の職員の方が率先して動き、ともに苦しみを分かち合い、何とか創意工夫のもと、助け合い、支え合って、市民に喜ばれるようなスポーツ活動普及をしていっていただきたい、このように思っております。

質問に入りますけれども、長期計画のもと、積極的なスポーツ振興策は医療費低減にも役立ちます、寄与します。今後の計画として、スポーツや軽スポーツの普及拡大、何をやろうとするのか、方策、核となるものを考えていらっしゃるかどうか、お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員も申されましたように、スポーツの振興は市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としております。その普及拡大は市単独だけではないと思っております。関連団体や関係各位との連携協力を図りながら、また適正な施設の管理運営により、その目的を達成することができると考えております。市民スポーツに関する自発的な活動に協力しつつも、広く市民があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 最後にですね、市長にちょっとお尋ねをしたい、ご見解をお聞きしたいんですけれども、市長は現場の声を大事に素早く行動し、ぬくもりのある対応をしていくと施政方針の中で述べられておりますし、今議会でも再三、そのことはおっしゃられておりますが、本市のスポーツ施設は十分とは言い切れません。また、財政的にも大変苦しいと。それだけにですね、やはりスポーツ振興係という担当課や担当職員の方が、熱意あふれる態度といたしますか、ハートのある対応を大いにさせていただきたいと思っております。スポーツの振興につ

いてのご見解をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 生涯スポーツ、これは子供から高齢者に至るまで大事なことであるというように思っております。今お聞きいたしておりますと、それぞれの考え方があろうかと思えますけれども、私は現在の市民レベルといいましようか、自主的機能の引き出し、あるいはみずから団体ごとにそれぞれの運動に実行をされておるといふふうな姿、私も開催のあいさつでありますとか、機会あるごとに出向いておりますけれども、そういった意味におきましては、歓迎すべき今成熟した時期にあるのではないかなというように思っております。ただ、その側面、私どもが計画し、それと一緒に、市民と一緒に動いていく立場の職員がそういった遊離した形、乖離した形ではやはりいけないと。計画と、それはそれなりに現場がどういった形の中で推移し、動いておるかというようなことをつぶさに現場に出て、そして一緒になって考えていくことについては、大切だというふうに、最も重要だというように思っております。そういったことを基本に、自主的な団体ごとの動きというようなものが自主的に行われておるといふようなことであれば、歓迎すべきだというように思っております。無責任というような形が一番いけないというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。子供たちは今ですね、学力もそうですけれども、体力不足と言われております。こういった体力、抵抗力がなければ、病気を誘発する原因にもなります。また、運動習慣のない中高年の方々、これは成人病、そしてまた高齢者の方は介護と高額医療の対象になりかねません。ですから、活発な市民スポーツの普及によって、スポーツ人口を増やし、市民がスポーツを楽しみ、健康増進とスポーツ仲間との交流で、朗らかな人生が送れますことを期待します。また、総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」の活動支援を切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、2項目にわたり質問をさせていただきます。

まず、組織と機構改革についてお尋ねいたします。

前回の機構改革から4年が経過しておりますが、組織機構を短期間で変えていいのかわるか、私は疑問に思えてなりません。国、県の組織機構の変動などに連動して、どうしても改編の必要に迫られて行われたのでしょうか。私どもにはよく理解できません。平成15年の改編から4年をかけてようやく定着しかかっている組織を考えると、多少安易に動かしているのではないのでしょうか。じっくり落ちついて取り組む必要はなかったのか、市民と職員の立場からすれば、戸惑いも出てくるのではないかと懸念いたしております。しかも、一つの部制を廃

止して、分散させることが具体的にどのような行政効果につながっていくのか、実例をお示しいただき、ご説明をお願いいたします。

また、青少年育成問題に取り組んでおります私といたしましては、子供たちを取り巻く現在の社会環境は大変に厳しい状況に迫られているだけに、今こそ社会教育課の独自性と生涯学習の充実が求められているときではないでしょうか。さらに、まちづくりへの取り組みは市民の絶大なる協力体制なくしては進められる話ではありません。協働のまちづくりを推進していくためには、市民団体との連携は不可欠であると思われまことに、次のことについてお尋ねいたします。

まず、今回の改革のねらいと、人員削減や財源対策と節減効果についてお尋ねいたします。

2点目に、今回の組織では社会教育課が生涯学習課となっている。青少年の健全育成に対する本市の基本的なお考えについてお尋ねいたします。

3番目に、市長は市民と協働のまちづくりを推進している変革に伴い、市民団体との連携を図るための所管やその窓口などは明確化されているのか、わかりやすくご説明ください。

2項目めの梅林アスレチックスポーツ公園についてお尋ねいたします。

この公園は太宰府のシンボルでもある宝満山を仰ぎ、筑紫平野を一望できる自然豊かな緑地に囲まれた、本当にすばらしい景観を持つ公園の一つだと思っております。四季を通し、市民はもとより、近隣市の人々が訪れ、またアスレチックを利用できることから、家族連れや学校、幼稚園、保育園などの遠足などで多数の利用者が見受けられております。でも、いつごろからか使い勝手の悪い公園との風評が聞こえてまいりますことから、今後の利用促進に対する市の考え、また公式種目などの誘致、駐車場の増設など、諸問題を初めとした活用する上でのいろいろな工夫はできないのかお尋ねいたします。

何かいま一つ中途半端な施設ではもったいないの一言です。地理的条件のよい、この公園を改善、整備する方向でお考えいただくよう、期待を込めてお伺いいたします。

まず一つに、現在の公園の管理運営、利用状況をご説明ください。

2点目に、今後の梅林アスレチックスポーツ公園の活用方法や、駐車場の増設なども含めた具体的な本市の運営計画などお示しください。

回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 組織と機構改革についてお答えを申し上げます。

地方公共団体に対します行政需要は、少子・高齢化、高度情報化でありますとか、地方分権に向けた取り組みなど、社会経済の大きな変化を背景に多様化をしております。このような変革の潮流の一方で、経済は回復しつつあるものの、本市の財政状況は依然として厳しく、進展する住民ニーズに対応するためには、職員意識の改革の継続的な取り組みを行いますとともに、活力ある組織への転換を図る必要があると考えております。このようなことから、平成

15年10月には同質集中、異質分散を原則といたしまして、積極的な統廃合を行う機構改革を行い、その後重要課題に対応するため、職務再編として担当部長、担当課長を配置してまいりました。さらに近年では、市町村合併の促進でありますとか、公務員制度の改革など、行政組織体、職員そのものに対する改革が求められ、また本市におきましても職員の大量退職への対応は今後の組織運営上、重要な課題となっております。このような状況を踏まえまして、私が掲げております選挙公約の実現の一つといたしまして、現場主義、スピード化を図り、様々な行政課題に今まで以上に迅速に対応できるよう、部あるいは課、係の減少を図ることから、大きくくりを行いました。市民にとってわかりやすい、簡素で機動的な組織へと見直しを実施するものでございます。

次に、青少年の健全育成に対します市の基本的な考え方についてでございますが、本市では、総合計画に掲げておりますように、青少年育成関係団体との連携を密にし、活動の支援を行っておるところでございます。今後も関係団体活動の支援の充実を図ってまいりますけれども、具体的な事業につきましては、後ほど担当部長の方から説明をさせます。

私は、地方分権時代に沿った自治体運営を行うためには、市民、ボランティア、NPO、学校、事業者などの多様な主体と行政が協働してまちづくりを行っていく必要があると考えておりまして、市民団体等につきましても、協働のまちづくりの重要なパートナーの一つであると考えております。すなわち、小さな行政で大きなサービスを目指し、市民の力や地域の力を引き出せるように、行政のあらゆる領域におきまして現場主義を徹底いたしまして、市民の皆様とともに語り、ともに行動するというプロセスを大切にしていってまいりたいと考えております。

このため、市民団体等との連携につきましては、これまで同様、各分野を担っております所管におきまして、それぞれの分野におけます協働体制を構築しながら、協働のまち推進課を総合窓口といたしまして、庁内横断的に地域コミュニティづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 組織機構の改革につきましては、市民にとって窓口がわかりやすく、利用しやすい、また今後部長職、課長職の大量退職時期を控えておりますため、部、課、係の減少を図り、職員構成にも配慮した組織となるよう検討してまいりました。人員につきましては、定員管理によりまして、効率的な執行体制となるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、今回の機構改革で事務室の配分をしましたら、今すべて1階から5階までかなり余裕がなく、事務室を占有しておりますが、今回の組織機構の見直しで一部やはり事務室があったところが、スペースが出てきております。ということは、2つの課を一つの課にすることによって、少なくとも課長が1名要りません。それから、例えば5人と5人の係員がいた場

合、そこそこを一つの課にすることによって、0.5人分で見えていたものが両方で1人で済むということになって、非常に課と一緒にすることによって、その辺の数がかなり削減できているのではないかというようなことの原因で事務室のスペースがあいたのではないかというふうに考えておりますので、やはり機構改革によるメリットの方が私は大いにあるのではないかと
いうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 次に、青少年の健全育成につきましては、本市の総合計画に掲げる青少年の健全育成としまして、子ども会や太宰府ジュニアリーダーズクラブのリーダー養成に努め、各団体間の連携を深めながら、組織の拡大と強化及びその活動の活性化を図るものとして
おります。

具体的には、社会教育課において子ども会育成会連合会や、ジュニアリーダーズクラブ、補導連絡協議会、スポーツ少年団、少年の船など、関係団体の活動の支援を行っています。

なお、今回の機構改革では、社会教育課が生涯学習課となりますことから、青少年の健全育成に関する事業につきましては、生涯学習課において実施してまいります。家庭教育、学校教育、社会教育などにおけるすべての教育と学習を統合した概念をもとに、生涯学習を推進していくことを目的に生涯学習課を設置いたし、各事業の活動支援をより充実させていきたいと
考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁を3点にわたっていただきました。

この機構改革についての質問は、6月議会において代表質問でも取り上げさせていただきました。今の答弁の中でおっしゃることは、やっぱり市長の選挙公約であって、機構改革をすることが市民にわかりやすく、そしてまたこれが大変重要な課題であるので、機構改革に踏み切ったという見解でございますが、私はその6月議会におきましては、やっぱりこれから先ですね、平成19年、平成20年と退職者が多くなるという観点から、時期尚早ではないかと、また年度の途中で改革するということが本当に今の所管、先ほども申し上げましたように、協働のまちづくり、窓口がどうなるんだろう、こういう子供たちのことはどうなるんだろう、所管の配置が違えば市民もまた戸惑うのではないかという観点から、再度お尋ねをさせていただきたい  
と思います。

まずもって、この機構改革につきましては、執行部の提案でございますので覆ることはない

とは思いますが、もし施行されるに当たりましての要望、そして市民が本当に親しみやすいような観点で、何点かにわたってご質問をさせてもらいたいと思います。

まず1点目にですね、私思うことがですね、社会教育と生涯学習についてを、4年前に生涯学習課から社会教育課に移行がありましたですね。その中に含んでまいりましたのが社会教育課の復活を要望いたしまして、青少年の健全育成を私は訴え続けてまいりました。その結果、青少年担当係ができ、その中で市民とともに子供たちの健全育成に取り組むいろんな団体が浮き上がってまいりました。子供たちを育てるのには、どうしてもそこにはですね、日にちが必要なんです。一夜にしてできません。人づくりはまちづくりという言葉は、もう執行部、市長もいつもおっしゃっていることと思います。

その中で、太宰府の町で青少年の非行が筑紫野市、近隣よりも大分少なくなってまいりました。深夜徘徊、暴力、そういうものがなくなってまいりました。これは一概にですね、市民だけではできないことなんです。担当課に専門職がいるということなんです。そして、それをコーディネートし生涯学習、社会教育の観点から市民と一体化してこういう結果が出ているのではないのでしょうか。そういう筑紫野警察署と所管の力の合わせ方、市民との協働のまちづくり、そういう経過をご存じなのかがまず1点。

そして、社会教育課と生涯学習を兼ねているような専門の職員、要するに有資格者が市の中に何名いらっしゃるのか、それを2つをお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に生涯学習に限りませんで、教育委員会と市長部局が何を受け持つかということについてですけれども、ご存じのように、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が変わりまして、スポーツとかそういうことについてはきちっと市長部局で持たれるというように位置づけがなされております。

そういうふうなことからですね、つい先日、福岡県下の市町村の教育長会でも、どういうところがこれを担当しているのかということをお話し合いをしたところでは、やはりいろんな状況があるというのが現状ではないかと思っております。

今質問のこの青少年育成なりその他の部局を市長部局が持つておくのがいいのか、また教育委員会が持つておけばいいのか、またその中でも生涯学習と社会教育の関係はどうなのかということですが、まず市長部局が持つておくのと教育委員会が持つておくということについては、私個人としてはそれぞれに長所があるんじゃないかと思っております。市長部局が持つておくということは、どちらかというと地域振興とか地域の力をより高めるといった側面があるんじゃないかと。対しまして、教育委員会が持つということ、教育の目標というのは個人の伸長でございますので、そういう側面が強くなるんじゃないかというふうに思っております。

それと、生涯学習と社会教育についてなんですが、大きな町ではですね、生涯学習部と学校教育部というように大きく分けてその辺のことを整理しておりますから、逆に小さいところに

なりますともう教育部一つでまとまって、ちょうど太宰府市の規模前後の市ぐらいが今言いましたようにあちらについたりこちらについたりしているような感じがいたします。そういう中でございますけれども、やっぱり概念的には生涯学習というのが大きく含んでおりますので、それでくくった方がいいという考え方の方がいいんじゃないかと思えます。

なお、先ほど言われました青少年育成につきましてはですね、現在の組織をそのままの形の形で生涯学習課の方に入ってくるという形でございますので、特に運営につきましては大きな変更はないんじゃないかと。ただ、生涯学習ということで大きくくりましたことと、それからいろいろ家庭教育とか社会教育その他の充実が求められているときでございますので、そういう機能を生かしながらこれができていったらいいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 大きくくりで生涯学習課に集約していくということですね。これには公民館活動も含まれているんでしょうね、公民館も。生涯学習の中に公民館、それから社会教育、スポーツ振興、だからせんだっていただきましたこの図で今ちょっと私お尋ねしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 教育部の中に中央公民館、図書館という新しい課を設置いたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） だから、私が申し上げているのは、先ほども答弁を求めたんですが、現在、太宰府市の職員の中で社会教育主事及びそういう有資格者は何名いらっしゃるんですか。その人たちの配置はどの辺に配置されているのかをお尋ねいたします。再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 社会教育主事の資格を有している職員につきましては、現在7名でございます。

（10番小柳道枝議員「現在の配置」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） すべて把握しているわけじゃございませんが、福祉課が2名、それから産業交通課が1名、中央公民館が1名、納税課が1名、それから政策推進課が1名、もう一人はよく把握しておりませんが、福祉部ではないかというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） と申しますのは、なぜいきいき情報センターを社会教育センターと文化スポーツ振興財団の位置づけになさったのか。そこに今の現在の社会教育課があるわけですよ。それであれば、今後この機構改革において適材適所の配置の可能性はあるんでしょう

か。そして、その中ではぐくんでいく大きくりの中の小ぶりであればこそ充実した経営、そしてまた市民との協働をしていく必要があると思うんですよ。それにはやっぱり今市民は一生懸命頑張っています。協力もします。それであれば、これだけの7名の専門職の方がいらっしゃるのであれば、適材適所の配置を行いながら、その中で有効に、そして新しい機構を進めていく必要があると思いますが、その辺のお考えはどなたかご答弁ください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） やはり人事の都合で、7名程度の社会教育主事ですので、長くその課に置いておくということもできませんし、四、五年区切りで人事をしていく関係上、そういう、たまにはその専門職のところにその資格を持った人が置けないという事情もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） いや、過去にもね、私同じことを聞いているんですよ。なぜ置けないんですか。ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが。

あのね、市の、それは採用されたときにその方は有資格者で採用されたのか、市の執行機関から出向させてそこまで育てたのか、育てたらはぐくんでそのポジションに持っていくのが当たり前じゃないんですか。私はそう思いますけど、間違っていますかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この資格につきましては、当時この職員が社会教育課に所属するとき、勤務の一環として資格を取らせたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） そういうことであればですね、今度の機構改革のときにですね、その辺も十分に配慮なさってですね、お取り組みをなさってもらいたいと強く要望いたしておきます。

と同時にですね、あともう一つお尋ねしたいと思うんですけれども、地域振興部の中にありました国際交流協会が庶務情報課の方に移行するのですが、これは庁舎内に来るのか現行の今の生涯学習センターの中にそのままなのか、そして今までの国際交流協会が十数年たちます。その中で現状、今太宰府の中に留学生及び外国籍を持った日本に滞在している外国の方は多いんですよ、それを国際都市太宰府というのであればですね、もう少しこの国際交流協会の位置づけ、それからそのポジションの配置、先ほど総務部長の答弁にありました空きスペースができた、課を統合することによって。ですので、庁舎内に国際交流協会を移してくるのか現状のままでいくのか、端的にご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現段階では市の庁舎内に国際交流協会を持つてくるということで進めております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 申しわけございませんけど、この国際交流協会がですね、立ち上がった、設立した当時から市長、今の市長さんはたしか総務部長でしたよね。

（「人事課長」と呼ぶ者あり）

○10番（小柳道枝議員） 人事課長。その後に総務部長になりましたね。ちょっとお尋ねいたします。

この国際交流協会を立ち上げて、総務課にありました。その当時に国際交流の外国の方があの3階にお見えになりましたか。そして、いきいき情報センター、今の生涯学習センター、いきいき情報センターを設立した折に国際交流の場だと、場に提供するのだということを私は国際交流協会の一評議員として聞いております。そして、今回今これだけ外国の方が200人、300人、400人、500人ですよ。今の生涯学習センターの中の2階にあるから、下で買い物をしながらインターネットを待ちながら、そしていろんな方々との交流ができ、そして窓口をたくさんですよ。アジア太平洋子ども会議の窓口でもあります。そして市民の相談の、その外国の方の相談の窓口なんですよ。それを庁舎内に移されるということは、私はちょっとどうだろうかと思いますが、国際交流協会の内容をご存じなのか、そこをご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 詳細についてはちょっと私もどこにどういうふうなところに配置するかというような報告までは受けておりませんでしたけれども、基本的な考え方については、今小柳議員が言われるとおり、やはりどこに、庁舎に移しておった、初め庁舎にあったときのプラス面、マイナス面、そういったところから、やはり市民の方が、ある関係団体の皆さん方が集まりやすい、やはりいきいき情報センターに移すというふうな形の中で来たわけですから、この辺のところについては小柳議員の言われるのが、私には近いというよりも、そのものというふうに私は思っております。

それから、今さっきの問題に逆行しますけれども、いろいろな社会教育主事であるとか、いろいろ資格を持った者がおります。しかしながら、それは社会教育に関する、いなきやなんというようなものではありません。ある一定時期が過ぎるとそれは転出することもあるでしょう。それから、福祉の分野だっていろんな分野だってまた舞い戻ることもあるでしょう。これは人事のローテーションの部分があります。そして、福祉、横流れと言っております。福祉の分野だってやはり健康、介護あるいは高齢者の方の健康であるとかあるいは体育の部分、筋力トレーニングであるとか、いろんな部分がありますので、そういったところの活用方法はたくさんあるというように思っております。ただ、社会教育とか生涯学習であるとか、そういった中に一人もいなくなるような形はだめだというふうなことは考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今ご答弁で国際交流協会のことはまた検討なさっていただき、そして本当に太宰府が国際都市、九州国立博物館もあります。これからも東アジアそしていろんな諸外国から見えます。それと同時に、太宰府の市民の国際意識が高くなりました。それを育てて

いくのも行政の仕事だと思います。それにはやっぱりそのポジション、行きやすい場所、それを確保してあげるのも一つの案だと思います。

それと同時に、今市長の方からありました、必ずしもその部署にいらなくてもいいのだと。ちょっと私これは問題だと思うんですよ。社会教育、生涯学習というのはコーディネートする専門家というのが必要なんです。今現在ですね、民間でもですよ、民間でもそういう資格を持った人、それに知識のある人、そしてそういうものを活用して民間活力としてやっているところが多いんです。先ほど橋本議員の質問にもございましたけども、生涯スポーツとかそれから太宰府よか倶楽部、後で質問させていただきますが、つながっていていると思うんですよね。だから、こういう方を何人も、その場所に5人も6人も7名も置きなさいと言っているんじゃないんですよ。せめて1人、2人、その辺も考慮した上での今回の、せっきくの機構改革でございます、配慮なさっていただけませんか、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まさにそれを言っておるわけです。社会教育、生涯学習にゼロになることはだめだと。7人一緒におる必要はないというふうに言っておるわけでございます。そのローテーションの中で1人ないしは2人おればそれでいいんだというようなことを言っておるわけです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それでは、私はその7人おれと言ったわけじゃないんですよ。

（市長井上保廣「あっそうですか」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 結局いないといけないから、配置をしてそこに置いてくださいね、お願いしますよと、私は頼んでいるんです。それは市民のために頼んでいるんです。

で、再度確認ですが、その配置とかは今度のこの機構改革の中に含めていただけますか。考慮していただけますか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まだ人事配置等は行っておりませんで、今事務方の方で考慮中だと思います。今日のご意見をお伺いしながら、直さなければいけないところは直していく。もう一度検証をさせていただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ、よりよい機構がですね、できますように、そして市民が真ん中、これは前の市長のご発言でございますけれども、市民と執行部とそして議会も、本当にですね、いろんな意見が交換できる。そして、それをコーディネートする専門職、そして職員の皆さん方には大変にご苦勞をかけるかと思っておりますけれども、やっぱり市民の目線に立ってこの機構がスムーズにいくようお願いをいたしておきたいと思っております。

そしてまた、人員配置につきましてもですね、この地域振興部がちょっと分散されていきますが、太宰府の商工観光につきましてもですね、人員配置が足りるのかなと思ったりするところ



るもでございます。私どももよく勉強させていただきながら、執行部の方とですね、かけ合いながらいいい方向にいきたいと思っておりますので、くれぐれもこの組織機構改革が短い命で終わらないように、4年間とか5年間で終わらないように、これに対してのかかる費用というのが、補正の方で約800万円ほど出てきてはおりますけれども、これだけで本当に機構ができるんですか。もう少しあるんじゃないかなと思うんですが、その辺、最後にお聞きして終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今回の機構改革につきましては、こういうふうになるだろうということではそれぞれが見積もりをしまして今回の補正予算に計上しておりますので、十分できるのではないかというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 機構に携わりましてですね、実は京都市の宮津市なんですけれども、やっぱり今、先ほどから申し上げておりますように、市民と交流する職場によってはですね、出勤体制を変えているようなところがあるんですよ。経費削減、要するに残業代の削減の面から、これをちょっと読ませてもらいます。京都の宮津市なんですけど、時差出勤制度の導入ですね。結局、4月1日から業務の都合に応じてですね、決められた時間ではなく本人の時間帯で出勤すると、それを今現在組合との折衝中であって、それを導入することによって60億円以上の財源不足の中で財源の1,900万円ほどが削減されるというふうに、今導入に向けていらっしゃるということですが、市の方もこういうこともお考えになりながら、時差出勤なども考慮に入れて機構の方にご尽力願いたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 時代の流れが、以前ですと8時半から5時ですべて役所が終わるというような考え方から、今は柔軟な対応が求められております。現に行っておりますのが、保育所、図書館等々についての勤務時間、それから勤務の曜日ですかね、そういうことも行っておりますし、今後もそういうふうないろいろな形が出てくると思います。特に徴収事務については夜間じゃないと納税者がいないというふうなことから、夜少し遅くまでというような勤務になります。もう現在導入しておりますのは、歳入についてはもうすべてフリータイムというんですかね、週の勤務時間に合わせた形の中でやってほしいというようなことを導入しております。今後も労働時間と市民の要望時間に合わせながら労働時間を変えていかなければいけないというようなことで、組合の方とも話し合いを今後とも続けていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。前向きにお取り組み、またご検討をお願い申し上げます。この件につきましては終わりたいと思っております。

じゃあ次の項目をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 梅林アスレチックスポーツ公園の現状についてでございますけれども、この太宰府梅林アスレチックスポーツ公園は、「まほろばの里づくり」の理念に基づきまして、緑の創造、潤いとゆとりの創造をテーマといたしまして、市民が太宰府市の歴史でありますとか、あるいは自然に親しみながら、遊び、憩い、スポーツを通して、大人から子供までが楽しく集える場として、平成7年4月に開園をいたしました。市内2カ所目の地区公園でございます。詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 現在、梅林アスレチックスポーツ公園は建設部所管となっておりますが、経過もありますので、私の方から説明をさせていただきます。

1点目の管理運営でございますけれども、平成17年度までは多目的広場と管理棟は社会教育課で管理を行い、その他を建設課で管理いたしておりましたが、平成18年度からは建設課ですべて管理しております。

現在の利用状況は、日ごろの一般利用者は散策路の散歩、アスレチック、遊具での遊びに利用されております。特に幾つかの情報誌に当公園が紹介されていますので、春、秋のころには多くの来園者がございます。

2点目の活用方法でございますが、多目的広場の利用団体も順次拡大の予定でございます。反面、管理人の常駐であるとか、倉庫施設の不足であるとか、芝生の管理等の問題、課題もあります。

駐車場の増設につきましては、公園内に50台分確保はしております。また、隣接している九州情報大学所有の空き地を借用しておりますが、現在情報大学がグラウンド建設による工事のため使用できない状況でございます。工事が完了次第、臨時駐車場として活用をさせていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと私聞き漏らしたんですが、ちょっと市長が、「まほろばの里づくり」ということで、これ再度済みません、何年の……。

（市長井上保廣「平成7年4月です、開園」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 平成7年、あっ、はい。平成7年にできたということで、本当にすばらしい立地条件のものの公園だと思うんですよ。そして、ちょっと資料を見ますとですね、太宰府の中で結局一番大きな公園になっているんですよ。7万4,113㎡、本当にすばらしい公園ですよ。私もよくここを利用させてというか、散歩に行かせてもらっているのが現状なんですけれども、ここでこの梅林アスレチックスポーツ公園の建設に当たってのさっきの理論はわかるんですけども、ここで何をさせるためにどういう目的でこの建設を行ったのか。そして、建設課が管理をなさっているんだということですが、そのいきさつがちょっとわかりませ

なので、少し余談かもわかりませんが、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 平成7年4月1日開園の梅林アスレチックスポーツ公園の多目的広場に つきましては、開園当初よりサッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、陸上競技に利用すること を目的に芝生を張り、設置をしたものでございます。このことから、芝生が傷まないように 野球など、一般利用の競技団体には極力利用を控えてきた経過がございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということは、サッカー、ラグビー、これは競技場も兼ねているん ですが、トラックの方の利用とか、そういうものも考えてつくられたんですよね。今のご答弁で はサッカー、ラグビーだけというふうなことで、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 近隣の高等学校、大学の陸上部の練習、また施設が少ないことから年1 回程度のソフトボール大会の開会式、小・中学校、幼稚園等の遠足の集合場所、市民の散歩コ ースとして利用をされております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと今多目的広場の方を聞いているんですが、せんだって私、何 回か行かせていただきました。そうすると、五、六年前に行ったときの梅林アスレチックスポ ーツ公園の多目的広場とは本当にびっくりするほど変わっているんですよ。というのが、フィ ールドの中は芝がちょっと欠けたりはいたしております。しかし、トラックの中の真ん中がで すね草だらけなんですよ。そして、フィールドとトラックの間にはちょうど五、六十cmぐらい 伸びてますかね、草がずうっと生えているんですよ。その内側の芝生の中でグラウンドゴル フをしているファミリー、それから独自でジョギングしている方、そしてまた独自で、ある学 校だと思わんですがジョギングをしている方、いろんな方がいらっしゃるんです。ただし、そ の中でですね、管理棟がありますけども、その管理棟はいまだかつて私ちょこちょこ行くん ですが、一度もかぎの開いたのを見たことないんですよ。中にサッカーボールが網か何かに入れ られてあって、そしてトイレは閉まっていて、グラウンドの中の方のトイレをお使いください ということになっているんですよ。だから、現在は管理人はいらっしゃらないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 梅林アスレチックスポーツ公園の管理ということで、今経過も含めて建 設課の方ですということになりました。これはそれこそ大きなことと言えば経営的な視点か ら論議して、現状ではこうせざるを得ないというようなことで今日に至っております。

それで、今管理人のことをお尋ねになりましたけど、基本的にはフットボールですか、をさ れているアメィシャというところと管理をしていただくということで、今そこと契約をして頼 んでいるという状況です。それで、基本的には朝の8時から20時ぐらいまでだったと思うん ですけど、あります。しかしながら、都合によって管理が不在かなというときもございます。私

も何回か行って、3回ぐらい行って2回はおつてありまして、1回はどこに行つてあるのかなということで、グラウンドを回つてあるとか、そういうことをしてあるかなと思つております。担当の方にその中に毎日きちつと入つてあつて、そういう日誌とか、そういうものがあるのかなということで尋ねております。まだ完全じゃないということでございますけども、契約でそういうふうになつておればそういうふうにさせなさいというようなことで指導はいたしております。

今のその経営という、財政的な中で地域の力をかりてそういう形を今とつております。それがいいかどうかはまだほかにベストの形があるかもしれませんけども、現在は工夫した中でそういう形でやらせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今建設部長の方から説明を受けたんですが、私が本当に聞きたいところはですね、このグラウンドの件とあわせましてアスレチックなんですよ。アスレチックの利用者は多いんです。でも、その管理がどうなつているのか。もしこれを修理そしてまた改善するようなことになるようであれば、何かいつかそのような考えがあるのか、その整備をするに当たつての総額の試算とかされたことはありますか。そして、万が一何か起つてからでは遅いんじゃないでしょうか。その辺の管理と本当に手を入れる気があるのか、これから先、あの梅林アスレチックスポーツ公園をどのように市は方向づけていくのか、根本的なところをですね、市長にもお伺いしたいです。管理をなさつている方にも聞きたいです。

それと同時にもう一点がですね、この減免措置のこれをいただいたんですが、この中にですね、有料公園の規定というのがあつたんですよ。この中に梅林アスレチックスポーツ公園というのがあるわけなんですよ。ここには管理者を置くということをちょっと見つけたものですから、この辺はどうなのか、この3つについてですね、ちょっと詳細に方向性をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） おっしゃいますように、アスレチックゾーンに行くたびに小柳議員と思いはちょっと一緒なところがあるんですけども、部分的修理を今までやってきております。今回も9月補正予算で100万円ほど緊急の修理対応ということで予算計上させていただいております。それこそ古くなつておるところが多々見られます。これを修理したら幾らぐらいかかるかということで、それこそ100万円を計上、今度するときに担当に一遍試算してごらんということで指示いたしております。修理がきく部分もありましょうし、ネットといいますか、あれは切れるつちやないということで私自身もちょっと上つていたりして、もうだめならだめでそのネットはもうしないとかですね、そういう思い切つた方法、表示をしないとそういう事故につながる可能性があるということでございます。

今、本当に厳しいときですから、言われることは十分わかります。抜本的な方法、古くなつ

てもうどうするのかということは、早いうちに結論を出さないかなというふうに思っております。ただ、毎年遊具の点検、そういうものは安全かどうかということでの点検は毎年やっております。毎年点検ばかりやっておって、それからというのがなかなか難しい部分がありますけども、ただそういう事故につながらないような点検をして、もうだめなものは即刻そこに表示してですね、事故を防ぐというようなところでやっております。ですから、そこが全体的に平成7年ですからもう十二、三年たっておりますから、木とかそういうロープとかが傷んでおることは承知しております。何とかそういう方向性は早目に講じたいというふうに思っております。

以上でございます。

トラックの方もですね、行ってきましたらやっぱりそのようになっておりますですね。ちょっと学生が競技の練習で使って、何人か使っております、使っておるところだけはそれこそ草は生えてないんですけども、横のフィールドが傷んでおるということでございますので、幾らぐらいかけたらこれがまたもとどおりになるかなということで、それも試算の指示をいたしております。現状はよく承知しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと時間が足りないようでございますので、ちょっと要望を伝えておきます。

とにかくこの梅林アスレチックスポーツ公園をこれだけ、太宰府で一番広い公園なんですよ。とにかく利用できるよう、そして生涯スポーツの時期でもございますので、例えばあそこです、太宰府全市の小学校対抗の何とかフェスタ、市長杯とか、何かそういうものに使えて、そしてそういうものを活用できるような立派な施設にしてもらいたいんですよ。太宰府にこれだけしかないというものをおつくりいただきたいというのが一つの希望でございます。市長さんも新しくなられまして、これからまた太宰府の貢献に当たるとは思いますが、どうぞその辺も加味されて、とにかく梅林アスレチックスポーツ公園の整備、危険を伴っておりますので、予算措置などを講じまして、安全で安心して利用できるような場所にしていただきたいと思っております。

最後になりますが、ちょっと一言申し添えておきたいと思っております。

今回私2項目について質問させていただきましたが、2つともこの質問は今後の取り組みなりをしっかりと見定めてまいりたいと思っております。豊富な行政経験をお持ちの市長さんですよ。想定外のことをするとは思いません。どうぞ立派な太宰府のまちづくりにご尽力ください。けれども、今現在、国の方向性は本当に各自治体で自分のことは自分でしなさいという状況でございますので、行政運営に対しても本当に難しい、相当に厳しいかじ取りがあるとは思いますが、本当にこの29.58㎏ほどの小さな町です。でも、史跡地があつて日本全国、そして国際都市太宰府とブランドは高いと思っておりますので、職員の皆様方と力を合わせて、そして多くの職員

そして市民の意見やアイデアを吸収されまして、知恵袋のスタッフの職員たちとともに効率的な方策をつくり出していただきたいと思います。

幅広く、そして太宰府にしかない、私たちの太宰府にしかないというふうなものをつくっていただき、そしてお客様に来ていただくではありませんか。今後の取り組みに大いに期待いたしますして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 議長より許可をいただきましたので、2項目について私の一般質問を始めさせていただきます。

安全・安心のまちづくりについては、これまでも子供や独居高齢者に対する見守りについて、消防施設や機具について、歩行者の安全確保について等々質問してまいりましたが、幸いこのたび東ヶ丘区で「見守りネットワーク会議」が発足される運びとなり、近く活動の予定だそうです。これがモデルとなって広がっていけばよいなと思っております。

さて、今回は飲酒運転撲滅について、初日に市長があいさつの中で申されておりましたし、昨年の9月に福廣議員が一般質問しておりますが、あえてお伺いいたします。昨年8月25日に福岡市東区の橋上で起きた福岡市職員による飲酒運転事故の悲劇は、全国にその波紋を広げ、各地で飲酒運転撲滅運動が展開されるに至ったわけですが、福岡市の吉田市長があれほど職員に対して再発防止を喚起したにもかかわらず、幼子3人の一周忌直前の8月23日に再び早良区職員による飲酒運転事故が報道されました。近隣市のこととはいえ、非常に残念でなりません。あながち対岸の火事というわけにはまいりません。本市職員のモラルは高いものがあると思っておりますが、人間の意思や感覚は時に弱いものがあるわけで、繰り返し言うほどマンネリすることもあるわけです。現在、市としてはどのような対応をしておられるのか、お伺いいたします。

次に、市民に対して振り込め詐欺やネットあるいは携帯電話等による不当請求詐欺など、新しい犯罪ケースが増加しております。市民が直面しなければわからないような犯罪情報、身を守る方法をいち早く発信して、市民を悪の手から守る防御対策ができないかを伺います。

次に、地球温暖化対策の一環として過去アイドリングストップ運動を提唱して以来、フロンガスの回収やマイバッグ運動のさらなる展開等やってまいりましたが、今回は農水省が来年6月に開催される洞爺湖サミットで地球環境問題が主要議題となることもあって、来年度の計画として地球温暖化防止と循環型社会の構築を目指す中で、割りばしのバイオマス資源としての活用の推進を打ち出しております。ちなみに、国内で1年間に使用、廃棄される量は約9万tで、1人当たり使用量は年間約200ゼンダそうです。近年、中国政府が割りばしの輸出量を制限する旨の報道があり、一部のコンビニでは有料になった店も出ておるようです。このような中、本市では既に平成15年から太宰府市エコワーク・ネットの会が毎年四、五千kgの回収実績

を上げられておるようですが、本市としても農水省の募集要項に該当するならば、モデル地区として参加し、より一層の会のバックアップを、あるいは市単独事業の遂行をされる考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

回答は項目ごとにお願います。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりについてご回答申し上げます。

昨年8月、福岡市東区で起きました飲酒運転によります児童3人の死亡事故を契機といたしまして、福岡県を初め飲酒運転撲滅運動が全国に広がりました。本市におきましても筑紫野警察署、筑紫交通安全協会、交通安全指導員と連携をとりながら、飲酒運転の撲滅に努めております。なお、職員に対しましても、この事件の重大性を重く受けとめ、全職員に服務規律の確保についての指導を行っているところでございます。事のいかんを問わず、飲酒運転は絶対に許されないことを肝に銘じ、職員の処分につきましては厳格に行っていく所存でございます。

また、本年9月5日から公用車の飲酒運転防止のためにアルコール検知機の導入を行いました。その活用を図っているところでございます。

以上です。

次に、インターネットや携帯電話等によります振り込め詐欺、出会い系サイト、架空請求メールなど、新しい犯罪のケースが増加をいたしております。市といたしましてもその対策といたしまして、これまで広報に掲載をしております消費者コーナーで架空請求の対処法などの防犯情報を発信いたしまして、市民への周知、啓発を行ってまいりました。

詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） インターネットや携帯電話は発信者を特定しにくいという匿名性と、だれでも、どこからでも利用できる便利さから振り込め詐欺、架空請求、出会い系サイト、有害サイトなどの犯罪に利用され、犯罪そのものの増加だけでなく、高齢者や少年少女が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきています。今市長が説明しましたとおり、市ではこれまで広報の消費者コーナーで架空請求の対処法、進化する振り込め詐欺などの防犯情報を市民に提供してまいりました。また、福岡県防犯協会連合会が毎月発行しております防犯ふくおかでも、身近なインターネット犯罪として出会い系サイトや有害サイトなどを取り上げ、対処法を含めた注意点などが掲載されてきています。この防犯ふくおかは、毎月校区別の犯罪発生状況を掲載した筑紫野セーフティガード情報とともに、隣組回覧に供してしているところでございます。市では今後とも機会をとらえて、多様な手法で防犯情報を市民に発信してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 飲酒運転撲滅に対しては種々対策をされてきたようで、一応安心して

おりますが、あるアンケート調査によると、今自治体職員において何らかの心の病が増加中との結果が出され、30代が34.4%で最多、40代30.8%で、規模の大きい自治体ほど休職者の割合が高くなっているようです。まして、昨今のように厳しい財政状況の中では、かなり心理的ストレスも蓄積されるのではないかと推察いたします。そのような生活の中、適度な飲酒ならストレス解消にはよいのですが、それだけでなく飲酒の機会が多い職場ではないかと思いません。最近、職員の健康診断が実施されましたが、メンタルな部分だとかアルコール依存症の検査だとかは含まれておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 健診項目の中には含まれておりません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今後はそのような検査の実施もですね、ご検討をいただきたいと思っております。特にアルコール依存症は、職場でも隠れて飲みますので、周辺の人々の注意が必要かと考えております。

最近アルコール検査機器を各部署に設置されたということですが、企業会計部門や関係団体などはどのようになっておりますでしょうか。また、検査機器の利用状況については、具体的にどのようになされておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員が配置された出先には配置をいたしております、浄水場にも配置をいたしております。

利用状況につきましては、設置しています箇所が部長とか、それから一部課長もごさいます。そこで確認をさせておまして、やはり朝来て自分で検査をしてみようという職員も多数おると思っていますので、総合的にはつかんでおりませんが、私の部でも職員が時々使っておりますので、かなり利用率はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ということは、任意でそれぞれがやっていくということですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 任意でアルコール検知機を利用しております。数値が高ければ、数値が出たという情報はまだ入っていないんですけども、高ければ課長あるいは部長の責任で公用車には乗せないということで進めております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 任意ということでごさいますけども、前日の残酒量というのは個人差もあるし、認識の相違というか、認識のずれといいますかね、あると思うんですね。事前検査が万全であればよいのですが、今月19日に改正、施行される道路交通法ではさらに飲酒運転の罰則は強化され、今まで「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」から「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」と相当重くなりまして、しかも車両提供者への罰則も規定され



ております。

7月末の県内の飲酒運転事故は218件、筑紫野署管内では7件既に発生しておるとのことです。交通死亡事故は、加害者や被害者、またその家族にとっても地獄であります。ただ、飲酒運転事故には不可抗力はないわけで、絶対にしてはいけない、させてはいけないわけです。アルコール検査機器の導入は前進と言えますが、例えば座席において予想外の運転交代時には対応ができない等ございます。今後は、一定値以上のアルコールを検知するとエンジンがかからないインターロックの導入も視野に入れたらどうかと思うのですが。ちなみに、北九州市では既に試験導入しております。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 飲酒運転は、法律で禁止されている条項です。これを公民が犯すということは、やはりあってはならないことというふうに考えておまして、北九州市が試験的に導入していますものについて、現在太宰府市で導入する考えはございません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 部長のおっしゃることはわかりますけど、本市にはまほろば号があり、市民の命を預かっている部分もございます。いざ事が起これば市長の管理責任が問われるわけで、既に採用している自治体も出てきたということを知っておいていただきたい。現在の機械自体はまだ問題点も多少あるようで、国土交通省が技術的ガイドラインの策定検討会を充足したばかりでございますし、現時点では職員の良心を信じておきたいと思えます。

2番目の市民を守るための情報発信に移ります。

来月からの新しい機構では、協働のまちづくりの中で安全・安心のまちづくりに対応するための機構改革がなされているようですが、期待しているところでございます。ところで、エスカレーターに子供がサンダルを巻き込まれた事故が全国で今年6月から8月にかけて7件発生しているようでございます。本市の関係ではいきいき情報センターだけですが、どのように対応されましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 本市の公共施設の中でエスカレーターを設置いたしておりますのは、このいきいき情報センターのみでございます。現在のところエスカレーターに関しての事故報告は受けておりませんが、やはりご指摘のように、こうした事故を未然に防ぐためにも警備員の巡回を強化するとか、あるいは注意書きの張り紙等できちっと指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 早速迅速な対応をされたようで、ありがとうございます。昨今の事故や犯罪は、一般市民の経験や想像を超えており、特に近年では携帯やインターネットを利用したものが増加しております。つい最近の例では、久留米市の中学生に起きた事件ですが、携帯電話のメル友募集サイトで、同世代の少女になりすましてアルバイトしませんか、裸の写真5

枚送れば3万円もらえます。私もやっております。友達も誘ってなどと偽り、本人の情報を聞き出した後、脅迫したもので、保護者は事件後に子供から相談されて知ったようでございます。犯人の携帯には100枚ぐらいの写真が保存されていたようでございます。

そこで、フィルタリングサービスというのがあるのをご存じでしょうか。これは携帯電話やパソコンでの有害サイトアクセス制限サービスといい、だれでも契約できますし、総務省でも推奨しております。また、今月某メーカーから発売されたパソコンキッズキーという商品がありますが、これはパソコンのUSBに差し込むだけで有害サイトに接続できなくなるなど有効と思われまます。このような最新情報を、先ほど市政だよりに消費者コーナーなどに情報を載せているというお話でございましたが、こういう新製品などの情報もですね、いち早くキャッチし、市民や学校など、情報提供することで犯罪に巻き込まれるリスクを少しでも小さくすることはできないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今新聞、テレビ等で大きく報道されていますのが、やはり携帯電話を使っている犯罪だというふうに認識しております、できる限り情報をキャッチしまして、広報等で親、子に対して指導ができるように掲載していきたいと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今、盗難情報とかが回覧板で回されてきておりますけど、このような情報もあわせてですね、回していただければ市民も幅広い情報が得られると思ひますので、どうぞよろしくお願ひしておきます。

最後に、2番目の件をお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 割りばしリサイクルについてご回答申し上げます。

本市では、平成15年7月から事業者の環境ボランティアグループで組織しております太宰府市エコワーク・ネットの会で地球温暖化対策及び循環型社会の構築を目指し、事業者がみずから取り組める環境保全行動として、会加入の飲食店や大学からごみとして出されておりました使用済み割りばしを毎月1回定期的に回収し、市と協働してこん包作業を行い、北九州市にありますエコタウン内の工業に搬送し、木材、プラスチック再生複合材の原料として生まれかわっており、資源循環型社会の構築に大いに貢献していると思ひております。

農林水産省では、外食産業で多量に廃棄される使用済み割りばしを固形燃料などに再利用する事業を支援する方針を固め、平成20年度予算の概算に織り込むとの報道がされております。本市におきましては、既にエコワーク・ネットの会と市が協働して割りばしリサイクル事業を推進しており、現在のところ国や県からの詳細な情報を入手していない状況でありますので、今後の国の動向などを見ながら研究及び検討していきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 割りばしのバイオマス資源としての活用地域実験モデル事業への参加については、今後研究されるということですが、平成10年に本市が快適な環境づくりに顕著な実績があったことが認められ、時の環境庁長官賞を受けております。観光都市として外食産業が多い本市として、このような機会にアピールすることは、将来メリットも生まれるのではないのでしょうか。ただ、農水省としてもいまだ検討中のことでありまして、今ここでどうこうするというわけにはいかないと思います。通達があった時点で手を挙げるのかどうか、方向性をご検討いただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目めといたしまして、太宰府コミュニティ無線について質問いたします。

本年度安心・安全のまちづくりと防災計画に基づいて各行政区等に設置されたコミュニティ無線の活用は、市民が大いに注目しているところであります。それぞれの行政区において試験的な放送などが行われましたが、風向きや立地条件などで聞こえづらかったり、あるいは全く聞こえなかったという声もあります。特に大雨や台風などの状況下においては、ほとんどの世帯が雨戸を閉めたり、また雨風の音に遮られてますます聞こえないことが懸念されます。このことから、さらに音量の調整も必要性があると思いますし、増設の必要性もあるのではないかと思います。音量を上げると近隣の市民からはにぎやか過ぎるとの声も出るかもしれませんが、今後どのように対処されるのか、お伺いいたします。

また、ある子ども会の保護者からは、せっかく設置されたのであれば17時のお知らせ音楽を流して、帰宅を促すサインに欲しいとの声もあります。このほかにも使い方はいろいろあると思いますが、市としては市民ニーズをいかにして把握し、多目的な利用方法を考えてあるのか、お伺いします。

次に、2項目めとして、ごみ袋の変更説明について質問いたします。

今般新たにごみ袋のサイズや値段を変更され、一般の方々には好評を得ているように見受けられますが、事業所用ごみ袋の料金が2倍程度に設定されています。この制度を利用される事

業者においては、料金的な視点から産廃業者に直接処分をお願いした方が安くなるなどの苦情を耳にしており、事業所等の理解が得られていないように見受けられます。そこで、今回の変更について各事業所にはどのような説明を行い、どのような周知を図られたのか、お伺いします。

また、収集業者においてもそのあおりを受けて、市への質問であることまで苦情や説明を求められたと聞いています。この収集業者にも周知が必要だと思いますが、どのような説明をなされたのか、あわせてお伺いします。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 太宰府コミュニティ無線は、平成18年度に44行政区の公民館、共同利用施設とその他の施設18カ所を加えた62カ所に無線放送設備を設置し、今年5月8日から運用を開始いたしました。災害関連情報や避難勧告などの防災情報だけでなく、国民保護の警報の伝達や選挙、市民祭りなどの重要な市の行事のお知らせなどに利用しております。また、地域の夏祭りや子ども会活動行事などのコミュニティ活動のお知らせなどに利用していただいております。

ご指摘のスピーカーの音量につきましては、防災情報を提供する必要があるときは、豪雨、暴風等の気象状況が予測され、より聞こえにくいこととなることから、可能な限りボリュームを上げて放送する必要がありますが、平時の放送については一定の適正音量で放送することとなり、音量を使い分けて利用していきたいと考えております。また、極力広範囲に聞こえるよう電柱を高くしたり、スピーカーの機種を変更して設置してきておりますが、地形やマンションなどの高層建築物の状況に加えて、放送時の気象条件など実際に使用してみて、聞こえにくい地域等が出てきているのは事実でございます。今後も引き続き実態を十分にとらえて調整をしながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今部長が答えられましたので、すべて答えられたような問題でございますけど、確認のために質問させていただきます。

先ほど私が申しました、もし市民からにぎやか過ぎるとか、うるさいとかの苦情があっても、これは安全・安心のまちづくり、防災、防犯に基づくものであり、その行政区の区長と相談はもちろんです。市が責任を持って解決をしていただきたいと思いますけど、まずそれに対してお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご意見のとおりさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。すべて確認をとっていききたいと思います。

先ほどもまた申しましたけど、子供たちを犯罪から守るためにも、安全・安心のためにも子

供たちが、また大人でも同じでございます。太宰府市のどこにいても、例えば音楽かサイレン等の合図が流れれば、今何時だなどわかる太宰府市統一のサインをつくってはいかがと思えますけど、どんなものでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先日行いました庁議の中で、市長の方から検討しなさいという課題を与えられておりますので、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。ただし、音楽にするのかサイレンにするのか、あるいは観世音寺の梵鐘の音にするのか、そういうことについては検討を重ねて、試験的に観世音寺区をまずやるとかですね、そういうことで進めてまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃったことで、それは太宰府市全体の統一の合図ですよ、もちろん、そうですね、わかりました。

それと、5月の広報でございますけど、それに載っておりました、先ほども言いましたように、設置場所や気象条件によって聞こえる範囲が大きく影響され、聞きづらい地域が出てくるのが予想されますが、今後の状況を見ながら増設を検討しますと掲示されておりました。そして、9月10日のNHK総合テレビですかね、18時20分と20時45分に消防・防災係の古川係長が出て、NCAシステムを利用した防災無線に関しての放送があっておりました。マスメディアも本当に注目しているものであると思います。部長も先ほど申されました現在市役所、太宰府消防署の2カ所に基地を、44の地区公民館、公共施設など62カ所、最初の計画では92カ所と聞いております。無線機、アンプなどを備えた子局を設置し、本当に防災、防犯、地域コミュニティとあるゆる面に役に立つのは間違いないと思います。地域コミュニティ活動すべてに、そしてそのコミュニティ活動におきまして、当日の天候状況で決行か中止かの際の知らせなど、大いに発揮することは間違いないと思います。そのためにも、先ほどから申しましております全市民に放送が行き渡るような放送設備に、ぜひ整備していただきたいと思います。そして、今後高齢社会になってまいります。災害発生ときに高齢者にも、すべての市民に少しでも早くその合図が、連絡が伝わるようにぜひお願いしたいと思います。最後になります。もう一度確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、現在聞こえにくいところについては電柱を高くしたり、スピーカーの機種を変えたり、ボリュームを調整したりして対応してまいっておりますので、対応を重ねまして、どうしてもそれ以上のことができないということが判明いたしましたら、今言われましたような方向で考えていきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。次の回答をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ袋の変更説明についてご回答申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者みずからの責任における適正な処理を義務づけておりまして、本市条例におきましても事業者みずからの責任における廃棄物の適正処理を定めておりますことから、事業活動に伴って排出される一般廃棄物につきましては、率先して積極的なリサイクルへの取り組みや発生抑制を行っていただく必要があることとあわせまして、事業所用指定ごみ袋料金を家庭用よりも高く設定することによって、事業者には排出者としての責任の一部を担ってもらい、排出量の削減に努めてもらうことを目的といたしまして、事業者用指定袋の料金改定を行っております。

この料金改定につきましても説明、周知につきましては、平成19年6月議会におきます条例改正の議決後に、事業所用指定ごみ袋を使用しております事業者に対しましてチラシの配布を行うとともに、市の広報紙への掲載や太宰府市ホームページへの掲載を行い、その周知に努めております。

なお、産業廃棄物と一般廃棄物は法律により区分されておりまして、その収集運搬や処理につきましてもそれぞれの許可が必要になりますので、一般廃棄物につきましては、一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者以外による収集運搬は禁止されております。このため、産業廃棄物の許可業者によりまして一般廃棄物の収集運搬はできません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今最後で申されました収集業者に対する産廃業者の許可がなければ、何かできないとおっしゃったのは、実質は産廃業者がその事業所に行って、直接もう車にすべてをまぜて収集しているということが起きているんですけど、それはご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そういう実態があることは承知しますが、そういう行為そのものは産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反でございます。もしそういうことでありましたら、それに伴いますところの適正な処置がされるものだというふうに思っております。だから、一般廃棄物の許可業者でないと一般廃棄物は処理ができないという形になっておりますので、もしそういう業者がありましたら、具体的な部分をお教えいただきましたら、それなりの手続をとりまして、是正をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） そういうところがありましたら報告いたします。

それで、最初に戻りますけど、金額の変更、アップでございますけど、今事業所等のチラシを配ってと申されましたけど、事業所にどれだけの配布がされているかわかりませんが、収集業者をお願いをして、その収集業者がそのチラシを預かって分配しているというお話もちら

っと聞いたんですけど、そのやり方もいいと思いますけど、例えば商工会等にご相談をして、そして金額を変更するのはもう、ほかの大野城市、春日市の金額面を見れば、確かに金額が合ってきた金額になっていると思います。だから、金額がアップするのは、私もいいのではないかと思いますけど、やはり急に倍からの金額が上がるということは、やはり事業所の方も困ると思います。だから、その説明、例えば商工会、先ほども言いますように、商工会にお願いして事業所の方にしっかり説明をしていただくとか、いきなりチラシを配るとか、広報に載せるものじゃなく、そういう説明の仕方もよかったのではないかなと思います。

それと、そのために金額が上がるために、例えば事業所の景気のいい事業所、お金持ちの事業所、中小企業しかございませんので、そういう事業所はまとめ買いと申しますか、70万円も80万円も一気にお金を払ってまとめ買いをされている事業所の方もいらっしゃると思います。それはご存じですよ。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 一応本年7月6日からそれぞれ今出ております事業所の指定ごみ袋の料金が改定されますという部分を、ごみ袋を購入になられるときにそのチラシも、事業所用の方にそのチラシを配布して、その裏に、私が先ほど語る廃棄物処理のどうのこうのと言いました、そういうふうな説明を入れまして、その金額の根拠につきましても、可燃ごみや不燃ごみを処理場へ直接搬入する際の料金が10kg当たり140円であることが一つの理由です。それと、今出ております近隣、春日市等の金額にそういうふうなものを総合的に勘案して、今回の改正に踏み切ったわけでございます。それで、今出ておりますように、じゃあ、改正前の袋も当然のことながら使えますので、そういう議員が指摘されていることもあろうかとは思いますが、10月1日からその購入についてはその金額で、141円70銭という形で購入をしていただくということでございます。あとはそれぞれ、契約しております業者が650社あります。それぞれいろんな会社の事情はあろうかと思いますが、私どもの方としましては、そういうふうな業者に対しましては適正に説明をしまして、そして8月の時点ではですね、議員おっしゃっているようにたくさんの苦情とか問い合わせがっております。今9月に入りましてばたっと、ある意味では落ちついております。それで、議員さんが幸いこういうふうな一般質問を今日されましたので、さらにそれがいい啓発になるんじゃないかというふうに思っております。さらに事業所に対してはそういうものが浸透していくのかというふうに思っておりますが、9月に入ってから苦情等々は余りございませんので、私どもの方としましては、ある程度浸透したのではないかというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） わかりました。

先ほどちょっと申しましたように産廃業者の件でございますけど、ごみ減量化はいいんですけど、産廃業者、そういう業者は「違反だ」と言われればそれで終わりなんですけど、実質そ

の産廃業者を使われておるということになったとして、それを違反の取り締まりができなかった場合、そういう方たちの産廃業者は最終処分場まで持っていくことはできるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そもそもこの法律自体がですね、今おっしゃっているようなことは想定をしておりませんで、そういう部分があった部分については、当然のことながらそれなりの処罰を受けて、産廃業者も依頼した事業所も、そういうふうな廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反という形でそれなりの制裁を受けるという形になっていまして、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金という形になっておりますので、そういうことをご承知の上で、されるかどうか知りませんが、そういうふうなのが、法律で決められておりますので、市がどうだこうだとか言う問題ではございませんので、もしそういう事実がありましたら警察の方へ出しまして、それなりの手続をとる形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） その件なんですけど、収集業者が太宰府指定の収集業者ですね、その収集業者が、例えば事業所に今まで契約をしておいて収集に行って、そうしたらその事業所から、先ほど言いましたごみ袋の値段が上がったために、あなたのところとはもう契約をしたくないと、産廃業者に直接渡すというような情勢が幾つか、何件か出ているんですよ。それとか、契約金額が決まっているんですけど、それならここまで落とせばあなたのところと契約してもいいよというような、そういう契約の仕方も出てきているようなんですよ。だから、そのところをちょっと、取り締まるのは、やはりそういうところのいろんな取り締まりは市がやるべきではないかなというところも幾つかあると思いますので、ちょっと注目していただきたいと思います。

そして、太宰府市の、先ほど部長も言われました廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第3条第1項の規定により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を、生活環境の保全上、支障のない方法によりみずからの責任において適正に処理することが義務づけられているのは、そこでわかりますけど、今も申しましたような産廃業者が直接処分場に持っていつているということは、何件も聞きます。幾つも話を聞きますので、そのところを少し調査をしていただきたいと思います。

それと、太宰府の事業所は、太宰府には大企業はありません。中小企業か商店街とか、数少ない、先ほども部長が言われました六百何十件かですかね、そのくらいの数しかございません。そういう事業所というものは、太宰府に税金を落としていただけるありがたい事業者でございます。その方たちも大事にすべきではないかと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

国では、昨年度本格的に障害者自立支援法を施行しました。この法律は、これまで対応が分かれていた身体、精神、知的障害を統合した上で制度をつくり上げた新しいものです。また、地域に主体性を持たせる地域生活支援事業によって、自治体独自の施策が可能になりました。しかし、これまでの経過措置を経て、今後さらなる法改正も予想されますし、介護保険との一本化が予定されていることなどから、今後当事者である障害者や高齢者を初め自治体の担当部署において、市民を中心に様々な混乱が予想されます。

市長が障害者団体の方々とお会いになり、直接声を聞かれ、また現場も視察していただきましたことについて、関係者の方々から感謝の声をたくさん伺いました。恐らく市長ご自身も、障害者あるいはその家族の方々が、自分たちでできる範囲の中で精いっぱい努力をされていることを実感していただけたことと思います。また、高齢者に対しても、各地域においてボランティアの方が、それこそ身銭を切って、介護予防のために様々な活動を展開しておられます。私はそんな皆さんの活動に対し、市が制度的に支援していくことによって、市民との協働のまちづくりの一端が実現できるのではないかと考えています。

今回の一般質問では、財政が潤沢でないことを十分に把握した上で、できないことを前提にするのではなく、どうやったらできるようになるかを考え、幾つかの提案をさせていただきます。

そこで、まずヘルパーの利用範囲の拡大について、市の考え方をお伺いします。

現在の制度では、移動支援でヘルパーを使った場合、移動先において、そのヘルパーがヘルパーとして保障された業務を行うことができない場合があります。例えば介護保険法では、高齢者を病院に連れてきたヘルパーは、高齢者が病院にかかっている時間は無料で対応しなければなりません。また、学童保育所に入れない小学校4年生以上の障害児は、放課後や長期休暇の間、現行の制度では時間や場所の制限があり、ヘルパーとともに過ごすことができないという報告も受けています。もし、居宅などから移動支援のために一緒に来たヘルパーをその移動先でヘルパーとしてそのまま使うことができれば、ヘルパーにとっても、また高齢者や障害者にとっても大変勝手のよいものになります。まだ全国的に前例がないため、県や国との調整が必要ですし、まずは法律の関係上、障害者のみの対応になりますが、障害者自立支援法第77条の地域生活支援事業移動支援による利用拡大ができないかどうか、検討できませんでしょうか。もし、これが実現できれば、同法第94条、第95条で保障されているように、国と県が費用の4分の3を負担することになります。

また、同じくヘルパーについて、2年後をめどに法改正が行われ、これまで講習を受けるだけで資格が得られたヘルパーが国家資格になり、非常に狭き門になります。これに伴って、まずヘルパーの激減が予想され、障害者だけではなく、高齢者の介護現場においても大きな影響

を与える可能性があります。それに対応するために、市としては事前に対策を講じておくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

同様に、法改正によって2年後程度をめどに、自治体において、福祉関係の部署には社会福祉士の配置が義務づけられます。私は以前から申し上げておりましたが、頻繁に法改正が行われ、かつ心理学などの専門知識が必要な福祉分野において、法律に明るい専門の職員配置が必要です。市として、その点についてどのようにお考えでしょうか。

また、現在、市の職員の中で、社会福祉士の免許をもらっている方は何人いらっしゃいますでしょうか。

最後に、新潟を初め全国で事例が報告されていますが、災害が起こったとき、環境が変わるとパニックを起こす障害を持つ方のご家族や、在宅で、特に認知症の高齢者の介護を行っている方などは、他人への配慮から、避難場所に行くことを遠慮されるケースがたびたび起こっています。避難しないことによる二次災害などは、絶対に起こってはならないと思いますが、市としてこういった方々への避難場所の確保について、具体的に今どのように対応されていますでしょうか。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 障害者、高齢者に対する市の支援と、今後も含めたその考えというふうなことににつきましてご回答申し上げます。

ホームヘルパーは、厚生労働省が認定をいたしました講習事業者の講習を終了するだけで資格が取れます。認定資格だけで、介護福祉士のように試験を受けて取得する国家資格ではございません。今後、ホームヘルパーに対する国家資格の検討がなされているとのことでございますけれども、いまだ正式に、本市においては通知はあっていない状況でございます。したがって、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に、その国家資格を適用させるかどうかの検討については、現在のところ行ってはおりません。しかしながら、地域生活支援事業につきましては、市の地域特性を生かした取り組みが必要でございますので、近隣市町等の状況等も見ながら柔軟な対応をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、担当部署に社会福祉士の配置につきましては、現職員の中にその資格を有した職員は現在のところおりませんが、法律等で配置義務が生じてきたとき、またはその必要性が生じた場合につきましては、現職員での資格取得でありますとか、あるいは新規職員の採用なども含めまして検討していきたいというふうに思っております。

次に、災害時におきまして在宅介護者でありますとか、あるいは障害者の避難場所の確保につきましては、第1次避難所といたしまして地区公民館、広域避難所、及び避難場所として小・中学校の施設あるいは校庭及びいきいき情報センター、文化ふれあい館等々をいたしております。さらに、必要に応じて福祉避難所を設置することといたしております。特に障害者や高齢者におきまして、介護あるいは看護が必要な方々につきましては、市内の施設や関係機関

と連携をしながら、避難場所の確保について協力を求めていくように考えております。

以上でございます。

あと詳細につきましては、必要に応じて担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が今回この質問をいたしましたのは、まず最初にヘルパー制度の拡充についてなんですけれども、これは障害者のためだけというわけではありません。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年には、ひとり暮らしあるいは夫婦のみで暮らす高齢者の世帯が高齢者世帯数の7割になるというふうに推定されておりまして、既に太宰府ではもうこれに近い数字になっているのではないかと私は考えておりますが、つまり家族で介護ができるという世帯が、わずか3割程度にしかならないということになります。今後は老老介護を行わなければならない世帯の負担軽減、そして要介護の高齢者、そして障害者の悪化防止というのも大きな課題になってくると思います。

その対策の一つとして、今後自治体では、これまでの車で送迎を行っていらっしゃるような大規模施設ではなく、皆さんが歩いていける範囲の中にあるような地域密着型小規模多機能ホームの需要が高まってくることが間違いないと、多くの研究者が発表しております。

ここで求められる機能というのは、自分の生活圏の中で通って泊まれて、家にも出向いてきてくれて、家族の高齢化などで、いざとなったら住むこともできる場所であるということです。既に熊本市や山鹿市、北海道の遠軽町、山口県では県単位で行うなど、多くの自治体におきまして社協と民間団体が連携し、この地域密着型小規模多機能ホームが運営されています。太宰府市におきましても、なかよしはうすが、全国でも例のない障害児向けの小規模多機能ホームの機能を多く備えています。

この障害者自立支援法第77条、市町村地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい各般の事業について法定化されたものです。申し上げましたように、費用は、国と県が4分の3まで負担することができます。しかし、現在各自治体におきましてどのような事業を行うべきか、いまだ各自治体が検討しておられるというのが実情だと思います。

しかしながら、お隣の大野城市では、既に相談支援を実施しています。また、担当課では既に把握されておられると思いますが、太宰府市内におきまして、夏休みに、現行の制度ではヘルパーを活用できなかったがために障害を持つ児童の母親が仕事をやめざるを得なかったというような事例も起こっております。

今申し上げましたことを含め、これは障害者だけではなく、2年後には介護保険法と一本化されるわけですから、これからの介護保険法との一本化も踏まえまして、この地域生活支援事業の実践事例、これをつくっておくということは、国や県に対しましても非常に大きなアピールを行うことができると思いますが、担当部長、いかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 昨年の10月から、自立支援法が実質的にスタートいたしております。そうした中に、それぞれの市町村の格差があってはならないというふうなことから、筑紫地区4市1町では足並みをそろえて、これには対処するという話で進んでおります。そういったところから、相談事業等につきましては春日市に設けておりますつくしびあを核といたしまして、そういった体制をとっているというのが実情でございます。

先ほどのホームヘルパーの資格等につきましては、先ほど市長の回答にもありましたように、まだ正式なそういった国の考え、県の考え等については示されておりません。そういったところを把握しながら、近隣等の状況を見ながらですね、柔軟に対応したいということで一応考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今近隣の件で、つくしびあで4市1町で対応している点を上げられましたが、今申しあげましたように、この地域生活支援事業に関して、大野城市はもう既に単独で相談支援を行っているわけですね。国や県から4分の3の補助をいただいて、既にもう自治体で実施をしているという事例があるわけなんです。

そして、先ほど言いましたように、小規模多機能ホームというのは今後必ず増えてくると思うんですが、太宰府市では、もうそれに準ずる施設が民間で運営をされているという実態がありまして、これはほかの近隣市にはありません。ですから、太宰府市の実態、地域の実情に応じた形での支援の方法があるんじゃないか、そのためにはこの地域生活支援事業が使えるんじゃないでしょうか。これはやはり太宰府市の大きな特性だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 地域密着型というのは介護保険等にもございまして、太宰府市内に3カ所、それからなかよしはうすがあるかと思えます。それぞれの市町村の考えによりまして補助等あるわけでございますけど、今後の、今自立支援法が始まったばかりで、この補助につきましては統合補助というふうなことも含めまして、なかなか不透明な部分がございます。補助財源等を勘案しながらですね、太宰府市の、いかに補助をするかということも含めましてですね、検討をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私がさっき壇上で申しあげましたように、先ほどおっしゃった小規模多機能ホームというのは、今なかよしはうす以外は全部高齢者向けだと思うんですね。ですから、今自立支援法で対応ができる、その自立支援法の中に地域生活支援事業とあって、地域の中の特性に応じた形での支援ができますよということを法律で制定しているわけです。しかし、介護保険法には、まだそれが無いわけですね。ですから、まずは障害者のできることから、この制度を利用して支援をしていただけないかということをお願いしているわけで、この件につきましては、これから多分ご検討を始めて私はいただけるものと確信をしておりますの

で、今後の経過を十分に見ていきたいと思っております。

先ほどおっしゃったヘルパー制度の国家試験資格については、まだ国から通達が来ていないということなのですが、これはもう各研究機関の方には厚生労働省の方からの資料が行っておりまして、2009年以降をめどに準介護・介護士として国家試験に移行するというふうに、厚生労働省はもう既にそういった資料を出しております。障害者自立支援法が施行されましたときも、厚生労働省の発表がぎりぎりであったために現場に様々な混乱を呼んで、悲観した障害者を持つ家庭での自殺などが相次ぎました。

このヘルパー制度の変更につきまして申し上げましたように、まずは現在ヘルパーに頼らなければ生活ができない、そういったご家庭においては死活問題になる可能性があります。国家資格になった場合はですね、まず受験資格が必要になってまいります。これも厚労省が、まだ暫定的な段階ですけども検討していることとしては、税理士などと同じように、例えば大学において専門分野を履修していること、現場での実務経験が5年以上あるいは実務が5年以下のヘルパー資格を持っている方に対しても、200時間なり300時間なりの講習を受けることが義務として課せられるものと考えられています。

そこで、提案をしたいのは、例えば今小・中学校の特別支援学級、ここの支援員をなさっている方や、あるいはもっと介護の勉強をしたいと思っていられる方に対して、もう少し幅広く周知をして、現在よりさらに講習会を開いて、現行の制度のうちに、まずもってヘルパーを数多く確保しておくこと、そして同時に市内の大学におきましても、これからの少子化に対応するためにも市民の受け入れを考え始めると、大学側の幾つかの返答をいただいております。学校の特長性を打ち出すためにもヘルパー養成のための講座などを設けることができないか、こういったことを市の方からも提案しながら、太宰府市近郊のヘルパーの方が忙しい業務の合間を縫って、わざわざ福岡市などに行かなくても必要な講習を受けられるなどの体制づくりができないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） まず、先ほどの4分の3の補助の関係でございますが、就労支援等も含めまして、国が推奨するのは、あくまで法人格の資格を取ってほしいというのがございます。そういったところについては、当然補助等の要綱があるということ、まずお知らせします。

次に、ヘルパーの養成のために、これは現在、認定資格ということで、与えるところの機関が違うということで私は考えております。そういったところから、市がそういったホームヘルパーを広く資格取得をするために何ができるかということも含めましてですね、検討をさせていただきますと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が一番懸念しておりますのは、現在ヘルパーとして働かれている方々でも、その法律が制定される、あるいはそれがもう間近になるということから周知が進みます

と、国家試験を受験するということに対して非常に及び腰になったり、また大変だという気持ちになってあきらめてしまう方が多いのではないかとことです。そして、それによって数が激減してしまうのではないかとことを、私は一番懸念をいたしております。したがって、市として少しでも早く正確な情報をとらえながら、少なくとも今ヘルパーで働いておられる方々への案内だけは、順次送っていただきたいというふうに考えています。

そして次に、現在職員で社会福祉士の資格を持っておられる方はいらっしゃらないということですが、この社会福祉士は合格率が25%と聞き及んでおります。つまり4人に1人しか合格できない、非常に難しい試験であると言えます。また、国家試験ですから、先ほど申し上げました受験資格というのにも必要になってきます。したがって、法律でこの社会福祉士が福祉担当部署に配置が義務づけられる以前に、一定の準備をしておく必要があるのではないかと私は考えています。

先ほど市長の方からは、現在いらっしゃる市の職員の方、もしくは社会福祉士を新たに採用することも考えるというふうにおっしゃっておられましたけれども、例えば現在職員の方に社会福祉士の受験をさせるということになると、具体的にはどういった道筋をお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 先ほども市長からの回答にありましたように、現在社会福祉士の資格者について行政窓口が必要であろうというふうな通達等はまだ参っておりません。そういった中で、私もその社会福祉士については、これは西日本新聞が昨年報道したもので、現在福祉短大等専門分野に学ぶ学生さんが、市の実習というところで、昨年から非常に多くなってきております。確かに、受験資格が難しくなったというふうなことは心得ております。これが、恐らく国の考えとして、移行する分につきましては緩和措置というのを、経過措置というのが設けられるのではないかとというふうな考えがございます。ホームヘルパーにしても、そういった資格を現在持っている方については、何時間ほどの講習でそういった資格を与えとか、社会福祉士についても、現在太宰府市については社会福祉主事というのがありますので、そういった資格を持ってあればですね、恐らくそういった近道があるのではなかろうかというふうな判断もありますので、今後の国、県の指導を見ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 壇上でも申し上げましたけれども、私はこの福祉部門というのは、やはり法改正が頻繁に行われますし、同時に相談に来られた方に対する心理学の知識、こういった専門知識が必要になると思います。現在、北九州市の方で、実際に生活保護の問題で来られた方に対する対応が悪かったと北九州市の方が正式に認めましたけれども、これについても、私は専門の知識を持った職員の方が対応していればもう少し違った対応になったのではないかと。やはり一般の職員の方では、なかなかそこまでの対応というのは難しいのではないかとというふ

うに考えています。

仮に、今後私はできるだけ早くそういった資格を持った方をですね、法制定にかかわらず、本当は担当部署に配置すべきだというふうに考えているんですけども、仮に法制定がされてからというふうに考えたとしても、有資格者を新しく採用するとしても1名では少な過ぎるわけで、したがって現在いらっしゃる職員の方に対しても、社会福祉士の受験資格、少なくとも受験資格を持っていただく必要性が出てくると思います。

この前段の質問でも申し上げましたけれども、太宰府市内には福祉を専門的に研究している大学があります。これらの大学に、もっと積極的に協働していくことを提案していかれてはいかがでしょうか。自治体によっては、大学との連携を条例化しているところもあります。これだけ大学が多い太宰府市の特徴を生かすことは、今後必ず必要になってくると思います。

法改正につきまして、私が今まで申し上げましたような様々なデータは、現在自治体には入ってなかったということですが、大学の方の研究機関には、もう既にこういった情報が入ってきています。したがって、そういった最新の情報は、大学等に、まず最初に行く場合もあるかと思えます。もし、このヘルパーの養成にしましても、あるいは専門分野に対する職員研修にしても、大学の協力を得ることができれば、市の負担をかなり軽減することができるのではないかと私は考えております。

特に、今回の社会福祉士の配置に関しては、まず受験資格を得るためにですね、現在既にもう大学で開講されている一定の講座について大学の協力をいただいて、職務として、ある程度有志の方を募ってその職員を受講させることができないか、これは内部検討を含めて大学側と検討できないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今のご指摘等については、私はやってできないことはないというふうに思っております。としたら、その必要としている人がおられるから、やはりそれに対する専門的な知識、私は政策の中に「仁」という、やはり人の優しさ、ぬくもりというようなものが大事なんだと。本当にその人の目線、立場になって、どういうふうな手だて、支援が必要なのかというようなことを施策の中に構築していくためには、やはり専門的な知識、豊富な経験等々が必要であるというふうに思っております。それは、今の職員の中で、経験を通じて培うということもできます。それプラスの、専門的な資格というふうなことが必要であれば、やはり研修の一環として、現在の職員を、また大学も出て社会保障法とか取った、履行した職員もおおると思いますので、そういった部分の上に乗って資格取得が可能ではないかというようなことも含めて考えたい。また、回答もしましたように、またある場面においては新規採用の中で、あるいは嘱託というふうな専門職の中で雇用していくということも一つの方法ですし、今からの社会、職員の採用等については、昨日から回答もしておりますように全体的な社会状況の変化によって市民ニーズというふうなことにもこたえていく必要がある。やっぱりそういったことも見きわめた中で、私はその選択の一つとして私自身も必要と思っておりますので、前向きに検

討を加えていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が様々な福祉関係施設に行きまして言われることは、若干市の人事配置に関しては違うところがあるかもしれませんが、一カ所にとどまるのが、余り市の全体としてはよくないというご意見ももちろんあると思いますけれども、特に知的障害、精神障害あるいは認知症等の障害をお持ちの方々について、担当している職員がころころ二、三年置きにかわってしまうというのは、人間関係を構築する上で、非常に普通の健常者よりもはるかに時間がかかるし大変な作業だと思いますので、できればそういった福祉部門についてはですね、お互い人間関係が構築できるような年月をもってその人事配置というのを考えていただきたいと思ひますし、今後この社会福祉士の配置というのが法令化されるということがはっきりわかってから慌てて動き出すということではなく、今私が一般質問で申し上げて一定の情報を差し出したと思ひますので、ある程度念頭に入れながら、法律が決まればたばたと慌てることのないようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

最後になりますけれども、在宅で介護を行っている高齢者、そしてパニックを起こす障害を持つ方々の避難場所についてなんですけれども、先ほど市長が答弁の中で、福祉避難場所というのを設置する方向で考えていくというお話をされておられまして、例えば高齢者の場合は同朋園ですとか、双葉老人ホーム、障害者の場合は民間の障害者福祉施設などに、災害時の場合の緊急避難場所として協力をいただくことができないかというふうに私は考えています。

そういったご家族の皆さんが避難を遠慮される一番の原因というのは、災害時に、その避難場所において、それぞれの障害に対する市民の皆様方のご理解を得ることが難しい、災害に遭って皆さんが大変な思いをしてあるときにパニックを起こしたり、あるいは痴呆で徘徊をされたりとかということに対する市民の皆さんの理解を得ることが難しいために遠慮されるというケースが圧倒的に多いわけです。したがって、もともとそういった専門知識を持っている職員がいらっしゃる民間施設があるわけですから、それぞれの障害に合わせた形での緊急避難場所というのを、それぞれの民間施設とまず打ち合わせをしていただいでできないかということですので。それは災害時にいきなり行っても難しいと思ひますので、事前にそれぞれの障害に合わせた形で緊急避難場所、例えば認知症の方だったらここここにありますよとかという形で周知をしておくだけでも、介護を行っているご家族とか障害を持つ方のご家庭では大きな安心感が得られると思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 本市の災害計画の中に、避難圏、避難施設ということで定めておりまして、まず福祉避難所につきましては先ほど申しましたように設置するというのをうたっております。そうした考えの中に、当面对象者につきましてはどの程度おるかというのが、まず疑問になってくるかと思ひます。そういったところから、まず第1段階として、そういった方につきましては、市の総合福祉センターとか庁舎につきましてはそういった避難所にしたいとい

うことで考えております。当然に、大災害が起きまして災害救助法との適用もございまして、広範囲に広がれば、当然ながらそういった施設等も、やはり避難場所として設置する必要があるというふうに考えますので、今後そういった対象の施設とも協議しながら設置に努めてまいりたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これはぜひできることだと思いますので、まずは動いていただいて、各施設への協力依頼をしていただきたいと思いますし、また一定の方向性が得られましたら、ぜひお知らせをいただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~